

釜石市景観計画



平成 25 年 4 月

釜 石 市

策定の趣旨(はじめに)

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発災から、2 年以上の時間が経過しました。

この震災により私たちのふるさと・釜石の魅力ある多くの景観が失われ傷つきましたが、陸中海岸をはじめとする多くの美しい自然の風景や緑豊かな山並み、橋野高炉跡に代表される歴史的な近代化産業遺産など、釜石の素晴らしい景観は依然失われてはおりません。また、市内の至るところでは、豊かな自然、個性豊かな歴史や文化を大切にしながら、花壇づくりや清掃活動などにも積極的に取り組まれており、そこに住む人々やそこを訪れる人々に潤いや安らぎ、心の豊かさを与えています。この釜石の美しく魅力ある景観は、先人たちが長い年月をかけて自然や歴史的風土との調和を図りながら大切に創りあげてきたものであり、将来にわたる市民共通の財産です。

近年、経済社会の成熟化に伴い、人々の価値観も量的充実から質的向上へと変化し、生活空間の質の向上という観点から、個性のある美しい街並みや景観の形成が求められるようになっています。

岩手県においては、全国的にも早い時期から景観行政の取り組みが進められており、平成 22 年 10 月には景観法に基づく計画として「岩手県景観計画」を策定し、建築物等に対する景観誘導を行っております。また、自らきめ細やかな景観づくりを行うため、独自に景観計画を策定し景観行政に取り組む市町が増えてきております。

当市においては、平成 7 年 3 月に「釜石市景観形成基本方針」を定め、平成 14 年 11 月には「釜石市都市計画マスタートップラン」において都市景観形成の基本的な考え方を示してきましたが、具体的な景観形成の誘導策は県の景観計画によって行われてきました。

このような中、現在当市が取り組みを進めている橋野鉄鉱山(橋野高炉跡及び関連遺跡)の世界遺産登録に当たっては、当該地域周辺においてその価値を損なう建築等の行為が行われないよう保護措置を講じながら、良好な景観を保全・形成していくことが喫緊の課題となっております。

また、市では、一日も早く震災からの「復興宣言」を出せるよう、平成 23 年 12 月に策定した釜石市復興まちづくり基本計画「スクラムかまいし復興プラン」に基づき、計画した施策や事業に取り組んでおりますが、まちの再建を進めるに当たっては、速やかな対応を図りつつ、単に機能面だけでなく景観にも配慮したまちづくりを進めることが必要です。

そこで、市全体についての目指すべき釜石らしい景観像を提示しながら、市民、事業者、行政とが連携・協働し、美しく風格ある景観の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るために、景観法に基づく計画として「釜石市景観計画」を策定しました。

目 次

1 景観計画の基本事項

(1) 景観計画とは	1
(2) 釜石市景観計画の位置づけ	1
(3) 復旧・復興の取り組みと優先的な景観づくり	3
(4) 本計画の構成	4

2 釜石市の景観特性と景観形成の取り組み

(1) 釜石市の景観特性	5
----------------	---

3 景観計画の区域

(1) 景観計画区域と区域区分	15
(2) 一般景観地域	15
(3) 特定景観地域	16

4 目指すべき社会像と基本理念

(1) 景観形成によって目指すべき社会像	17
(2) 景観形成の基本理念	17

5 良好的な景観の形成に関する方針

(1) 基本となる目標像	18
(2) 地域別目標像	18

6 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1) 施策の体系	21
(2) 届出対象行為	21
(3) 景観形成基準	29
(4) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	40
(5) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限	40

7 良好的な景観の形成のための推進方針

(1) 市民・事業者・行政の役割	41
(2) 良好的な景観の形成の推進体制	41
(3) 市民・事業者の主体的な取り組みの促進	42
(4) 計画の評価及び見直しについて	42

■ 資料編

(1) 釜石市景観条例
(2) 釜石市景観条例施行規則
(3) 届出様式

1 景観計画の基本事項

(1) 景観計画とは

我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、平成 16 年 6 月に「景観法」が定められました。

これにより、地域の特性に応じた景観づくりが法に基づき可能となり、住民に身近な県や市町村などの自治体が、法的に位置づけられた「景観行政団体」となって主体的な役割を果たすことができるようになりました。

「景観計画」は、この「景観法」を根拠としたもので、景観づくりを進める上での基本となる総合的な計画です。

景観計画では、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定めることができます。

岩手県においては、全国的にも早い時期から景観行政の取り組みが進められており、平成 22 年 10 月には景観法に基づく計画として「岩手県景観計画」を策定し、岩手県の全域を景観計画区域（中核市である盛岡市及び景観法第 7 条第 1 項ただし書の規定により景観行政団体となった市町村の区域を除く。）として、良好な景観の形成を推進してきました。

釜石市の景観形成は、これまで景観行政団体である岩手県の計画の下で進められてきましたが、より地域特性に応じたきめ細やかなものとするため、岩手県との協議を経て平成 25 年 1 月に景観法に基づく景観行政団体となり、景観計画を策定することとしました。

(2) 釜石市景観計画の位置づけ

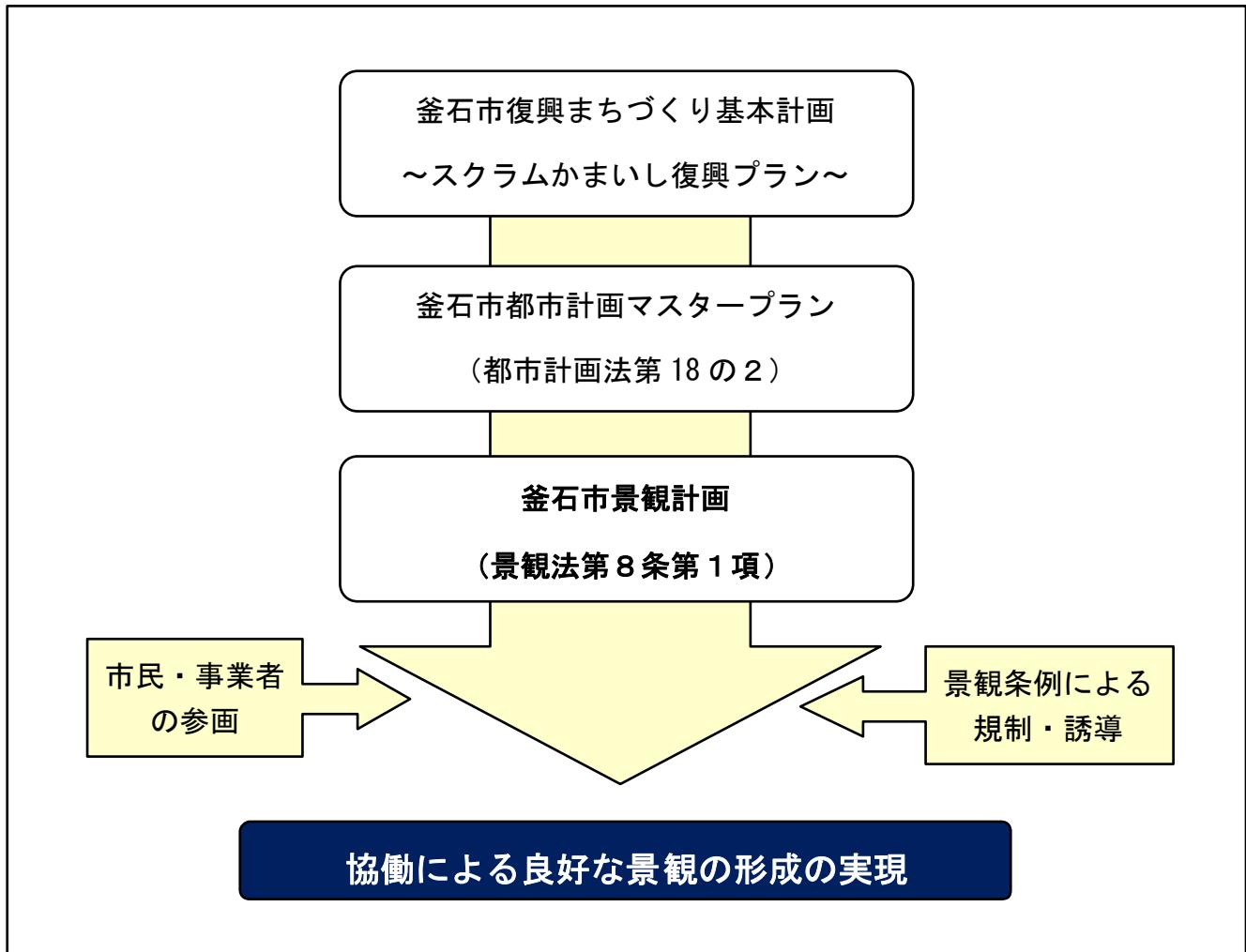
釜石市景観計画（以下、「景観計画」という。）は、当市の復興まちづくりの計画である「釜石市復興まちづくり基本計画～スクラムかまいし復興プラン～（平成 23 年 12 月）」及び「釜石市都市計画マスタープラン（平成 14 年 11 月）」との整合を図りながら、景観の特性や課題を明らかにし、当市の良好な景観の実現に向けた考え方や、その方向を定めた「景観部門のマスタープラン」として策定したものです。

景観計画は、当市の良好な景観づくりを進めるため、各行政分野が進める施策・事業や市民・事業者が行う土地利用や建築行為などに景観的な配慮を求めるものとなっています。

しかしながら、道路の安全性やバリアフリー、海岸の津波防災や河川の治水安全性など、それぞれの施設が本来持つべき機能は、当然に優先されるものであり、景観計画に定める方針や基準は、これら機能を備えた上で、建築物や構造物などが創り出す空間の質の向上を求めるものであることから、景観づくりに当たっては、他の部門別計画などとの整合や調整のもとで取り組みを進めるものとします。

また、隣接市町にわたる地形や自然、眺望の保全など、景観形成が重要な地域における施策等については、継続的、安定的に実施される必要があり、隣接する市町村の施策の内容や目的を十分配慮し、その上で、地域特性に応じた独自の取組を進めることとします。

＜釜石市景観計画の位置づけ＞



(3) 復旧・復興の取り組みと優先的な景観づくり

平成 23 年 3 月 11 日に発災した東日本大震災からの復旧・復興に向け、現在、市民を挙げて取り組みが進められていますが、まちの再建を進めるに当たっては、速やかな対応を図りつつ、単に機能面だけでなく景観にも配慮したまちづくりを進めが必要です。

また、良好な景観は、一度失われると回復するのが非常に困難なものであることを念頭に、計画の策定にあたっては、これまでの地域固有の文化である景観を「保全」するだけでなく、景観の価値の再発見や改善を通じて「新たな価値を創出」し、地域の活性化や震災からの復興のために「資源として活用」しようとする方向に軸足を移すことが必要と考えています。

特に、橋野町青ノ木地区の橋野鉄鉱山（橋野高炉跡及び関連遺跡）とその周辺には、日本近代製鉄黎明の記憶が、今も色濃く残る産業遺跡が現存しており、世界に誇れる歴史的な文化的景観と評価されています。この年月を経て育まれてきた景観を保全し、さらに良好な景観と潤いのある地域の形成を図り、市民の方々と共に後世に伝えていくため、外部からの無秩序な開発などの予期せぬ事態に備えるために早急な手当てが必要です。こうした新たな取り組みにより、卓越した歴史的景観と地域の良好な景観が保全され、世界遺産登録に向けた動きに寄与するとともに、地域の発展に資するものと考えています。

なお、良好な景観は、継続的、長期的な取組によって保全され、創出されるものです。このため、市の景観計画の策定にあたっては、これまで適用されていた県の景観計画が広域的な指針としての役割も持つものであることから、これに準じたものとし、今後、社会経済情勢の変化により計画に定める方針や施策等の見直しが必要な場合には、釜石市景観形成推進委員会等の意見や市民意識等の動向を踏まえながら適切な措置を講ずることとします。



釜石東部地区（かまいしうぶちく）



橋野高炉跡三番高炉（はしのこうろあとさんばんこうろ）

(4) 本計画の構成

景観計画は、次に示す項目によって構成しています。

1 景観計画の基本事項

- 「景観計画」策定の背景を示します。
- 「釜石市景観計画」の位置づけを示します。

2 釜石市の景観特性

- 釜石市の景観特性(守るべき景観と改善が必要な景観)をまとめます。

3 景観計画の区域(景観法第8条第2項第1号)

- 景観法第8条第2項第1号の規定に基づき景観計画の区域を定めます。
- 歴史的・文化的価値の高い橋野町青ノ木地区を「特定景観地域」として定めています。

4 目指すべき社会像と基本理念

- 景観形成によって目指すべき社会像を示します。
- 景観形成の基本理念を定めます。

5 良好的な景観の形成に関する方針(景観法第8条第3項)

- 景観法第8条第3項に基づき、目指すべき社会像と基本理念を踏まえつつ、基本的な方向性を定めます。
- 地域の特性に合った地域別の目標像を定めます。

6 良好的な景観形成のための行為の制限に関する事項(景観法第8条第2項第2号)

- 届出の対象となる行為を定めます。
- 良好な景観形成のための行為の制限(景観形成基準)を定めます。
- 景観重要建造物と景観重要樹木の指定の方針を示します。

7 良好的な景観形成のための推進方針

- 市民・事業者・行政の役割分担を示します。
- 良好な景観形成を推進するための取り組み方針を示します。

2 釜石市の景観特性と景観形成の取り組み

(1) 釜石市の景観特性

良好な景観の形成の実現に向けた取り組みには、保全すべきものは保全し、改善すべきものは率直にその必要性を認めて改善していく姿勢を保ち続けることが必要です。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発災した東日本大震災によって傷つき失われた釜石の景観を新たに創り出すことも重要です。

このような趣旨から、釜石の景観を構成する要素を「特に大切にしたいもの」と「改善すべきもの」の 2 つに整理し、目標像の実現への足がかりとして提示します。

【特に大切にしたい景観要素】

釜石を構成する景観要素のうち、これまで日常生活の中で、当たり前の景観としてその価値が十分意識されないままとなっているものを中心に、目標像の実現のために改めて大切にしていくべき景観の要素を、次のとおり整理します。

自然

■重なりあう尾根や清冽な流れ

市内は、山際が近く奥行きのない地形の中に、甲子川や鵜住居川等の河川によって平地がつくれられ、それに沿って道路やまち並みが形成されています。急峻な山々によって形成された緑豊かな山並みは、釜石の自然景観の魅力ある姿の一つです。また、市内には、清冽な水が流れる渓流が各地域にあり、そのほとんどは、周辺に暮らす人の生活と共にあります。これらの景観は、市内の豊かな自然の奥深さ、懐の大きさを印象づけるとともに、それと共生する姿を見る人に伝えてくれます。



甲子川（かっしがわ）

■変化に富む海岸線と紺碧の海

沿岸部では、起伏に富んだ海岸線が続き、日の光にきらめく紺碧の海を深緑の山並みとともに見ることができます。リアス式海岸（沈降性）や隆起性海岸からなる変化に富む市内の海岸線は、国立公園にも指定され、古くから釜石を代表する観光地や名勝として、高い評価を得てきました。

雄大でありながら、繊細な自然美は、重なり合う山々や清冽な流れとともに、釜石の豊かな自然の奥深さや懐の大きさを感じさせてくれ、釜石の景観のイメージを高める重要な役割を果たしています。



御箱崎千畳敷（おはこざきせんじょうじき）

■季節と人々の営みによって変化する自然の姿

市内の景観は、四季と、それにあわせた人々の営みによって、刻々と変化します。

例えば、山林景観は、冬の雪景色から、新芽が春の息吹を感じさせ、その後、夏の新緑から美しい紅葉へと変化する等、周辺の自然景観の変化とあいまって、豊かな情趣をかもし出します。また、周囲の山並みだけではなく、個人の庭や道端、田畠等の様々な場所で、木々の緑や花々を見ることができます。春の若葉や色とりどりの花、夏のいきいきとした枝葉の姿、秋の紅葉、冬の寒さに耐える凜とした梢等、季節ごとにその姿を変えながら、日々の生活に季節ごとの潤いを添えてくれます。

このような四季の移ろいと、それにあわせた人々の営みによって変化する景観は、市内の至るところで個性豊かに見られ、自然と共生しながら、歴史と文化を継承する姿を見る人に感じさせてくれます。



仙人峠（せんにんとうげ）



市の花「はまゆり」

■美しい夜空

市内で夜に空を見上げれば、澄み切った空気の中に、月空や星空を見るすることができます。美しい夜空は、見る人の心を癒し、釜石の自然の豊かさを感じさせるとともに、そこに住むことへの喜びを与えてくれます。

■歴史を超えて存在する樹木

長い歴史を感じさせる樹木や、地域のシンボルとして親しまれている樹木、街路樹等は、生活環境に潤いを与えてくれる上で、重要な景観の構成要素です。特に桜並木等は、住民の憩いの場として親しまれ、観光資源ともなっています。



本郷桜並木
(ほんごうさくらなみき)



橋野町 石割桜
(はしのちょういしわりざくら)

農 山 漁 村

■豊かな海とともに生きる漁業

豊かな三陸漁場を有し、夜の海に揺らめく幻想的な漁火や漁業を生業なりわいとする人々の活気が創りだす景観は、釜石の特徴的な景観であり、沿岸地域の観光産業を支える上でも重要な要素となっています。



アワビ漁

■伝統的な形態を残す水田や畑

市内には、伝統的な形態を残す水田（堰や堤等の用排水施設も含みます。）が、旧村部を中心に残っており、自然に働きかけながら、自然とともに生活してきた姿を見る人に感じさせ、原風景としての癒しを与えてくれます。今後もこの姿を維持していくためには、耕作者だけではなく、行政も含めて、様々な主体の参画と協働によって、次の世代に伝えていくことが重要です。

■山ひだに囲まれた山村の生活風景

山ひだに囲まれた山村の生活風景も、「心のふるさと」を感じさせてくれる景観として、末永く大切にていきたいものの一つです。釜石の厳しい自然と向き合いながら、山に暮らす伝統と文化を感じさせてくれます。今後も釜石の魅力を更に高めていくものとして、適切にその価値を見出していくことが重要です。



橋野町の集落（はしのちょうのしゅうらく）

■広々とした高原牧野と放牧の姿

山間部では、広々とした高原の畠や牧野がひろがり、そこで働く人たちや、放牧されている牛や馬の姿を見るすることができます。これらの景観は、自然と共生する釜石の人々の営みを感じさせるとともに、見る人の心に安らぎをもたらしてくれます。



和山牧場（わやまぼくじょう）

■地場の産業によって形成された産業景観

地域の産業によって形成された産業景観は、歴史あるものづくり産業の拠点である釜石を特徴づけるとともに、産業活動の活力を感じさせるものです。また、風力発電施設をはじめ産業活動が創り出す景観は新たな観光資源ともなっています。



釜石広域風力発電事業

市街地

■景観の魅力を高める建物や橋、道等

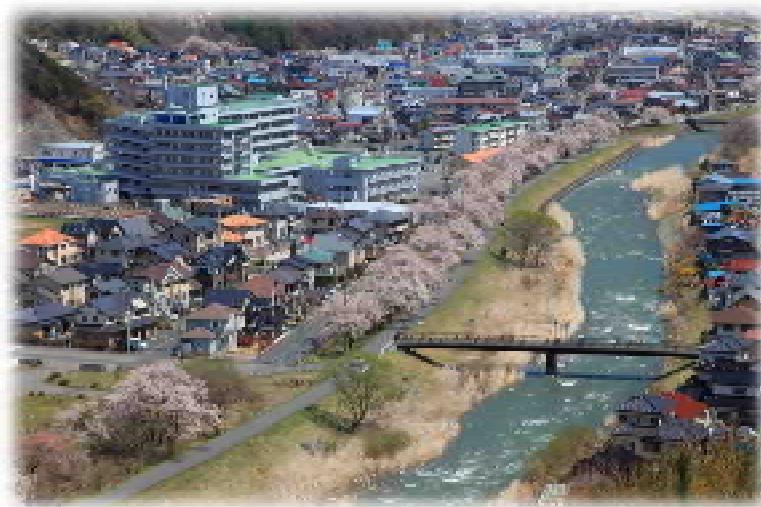
建物や橋、道等は、産業や人々の生活を支える重要な基盤ですが、適切な意匠により建設されなければ、景観の阻害要素となる可能性がある一方で、市内には、景観の魅力を高めているものや、地域のシンボルとなって住民に愛されているものもあります。今後より一層、身の周りの建物や橋、道等の魅力を発見し、皆でその価値を高めると共に、この点を意識した新たなまちづくりを進めることで、魅力ある景観形成の実現を可能とします。



日向ダム（ひなただむ）

■市街地の魅力を高める街なみ景観

周辺環境と調和した安らぎのある街なみは、市街地の魅力を高め、地域に対する愛着を醸成させ、地域活性化へ大きく寄与することが期待されます。



甲子町松倉（かっしちょうまつくり）

■鉄のまち釜石を象徴する産業景観

釜石港とその周辺は釜石を代表する工場地帯として形成されています。そのスケールの大きな景観は、雄大さや機能美を感じさせるとともに、復興に向け力強い躍動感をあたえてくれます。

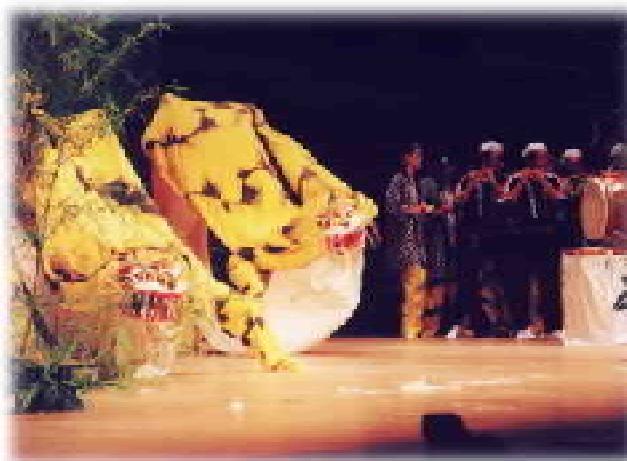


釜石港の夜景

歴史文化

■地域の祭りや芸能等、地域性豊かなにぎわい

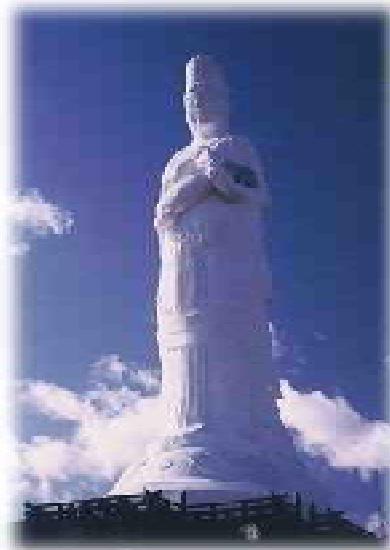
市内各地には、様々な地域の祭りや芸能等の風習が伝わっており、古くから個性豊かなものとして、その価値が評価されてきました。それらは、見る人に歴史と文化を継承する姿を感じさせてくれるとともに、地域の活力を高めてくれるものとして重要な役割を担っています。少子高齢化や過疎化等、様々な課題がありますが、次の世代へこれを伝えていくことが特に求められています。



虎舞（とらまい）

■寺社や仏閣等の信仰の場

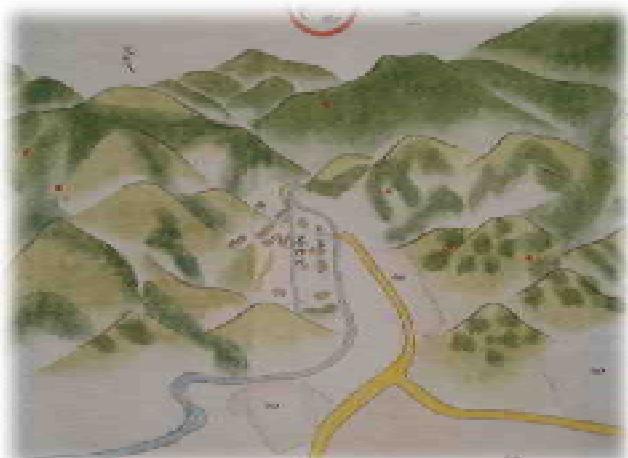
釜石湾に向かって立つ大観音や信仰対象としての寺社仏閣、道端にたたずむ石碑は、地域の歴史と文化を感じさせるとともに、信仰を寄せる人たちの敬虔さを伝えてくれ、釜石の景観にとって、欠かすことのできない要素となっています。



釜石大観音（かまいしだいかんのん）

■近代製鉄発祥の地としての歴史的景観

近代製鉄発祥の地であり、「鉄のまち」として発展してきた釜石市内には、その歴史を物語る数多くの近代産業遺産群が点在しています。特に、現存する日本最古の洋式高炉跡である橋野高炉跡の周辺地域は、採鉱から運搬、製錬に至るまでの製鉄工程を総合的に把握できる遺産群が、燃料である木炭となった周辺の森林景観とともに良好な状態で保存されており、世界に誇るべき景観です。



橋野鉄鉱山郷土の森（はしのてつこうざんきょうどのもり）

〔左〕2012年 〔右〕1863年頃

【改善すべき景観要素】

市内には、県内外に誇れる景観が多くある一方で、更により良い景観を形成するため、改善が必要と思われるものがあるのも現実です。これらの中には、望ましい姿と言えなくとも、社会生活に必要不可欠なものとして認められてきたものもあります。また、震災に起因したものには、景観を後回しにしても緊急に対応しなければならなかったものや直ちに改善の難しいものもあります。

しかし、今後、震災を克服し、新たなまちづくりを進めるに当たっては、改めて景観の現状に目を向けて、必要な改善のための具体的な対応を考えることが求められています。

■周辺の景観と調和しない形態意匠の建物等

建築物や工作物は、良好な景観の形成にとって特に大きな存在となります。市内には、魅力ある建築物や工作物がある一方で、周辺との調和を損ない、景観の魅力を阻害しているものもあります。その原因は、位置や高さ、形、色、素材と様々ですが、周辺の地域に調和するよう配慮し、考えることが強く求められています。建築物は、自分のものである一方で、地域社会の景観を構成する重要な要素でもあることを踏まえ、周辺の景観の魅力を高めるよう行動することが必要です。

■廃屋や撤去されずに放置された工作物（屋外広告物）等

廃屋や撤去されずに放置された工作物は、荒廃した印象を見る人に与え、景観の阻害要因となります。管理することが困難であるもの、不要となったものは、速やかに撤去するなど、地域の良好な景観の形成に努めることが重要です。

■景観を阻害する電柱や道路上にはりめぐらされた電線類等

電柱や空を被うように道路上にはりめぐらされた電線類等は、市街地だけではなく、自然や農山漁村景観の中でも、景観の魅力を阻害する存在となっています。電柱や電線は、社会生活を支えているものであり、容易に解決することは難しいものですが、各種の技術的工夫や改善によって、取り組みを着実に推進することが必要です。

■携帯電話中継基地

携帯電話中継基地は、近年、急速にその数を増やし、また、より高く、大型のものも現れて、周囲の景観に影響を与えています。電柱等と同様、現代の社会生活を支えているものであり、容易に解決することは難しいものですが、立地される周辺の景観に応じた各種の工夫によって改善の取り組みを図ることが必要です。

■野立の自動販売機

野立の自動販売機は、利用者にとって利便性が高い一方で、設置場所や色調が、景観を阻害する場合があり、設置される周辺の景観に応じて、場所や色彩の検討、さらには被覆等、十分な配慮を行うことが求められています。

■周囲と馴染まない色彩や意匠の屋外広告物

広告物は社会生活を営む上で必要な情報を提供し、街の活気の演出や魅力を高める重要なものです

が、場所と意匠によっては、まちの魅力を阻害する逆の方向に作用します。特に自然や農山漁村景観では、周囲の景観特性に馴染まない色彩やデザインの屋外広告物が、地域の魅力を低下させている場合があります。また、そのことは広告対象の価値や設置した企業のイメージを損ねることにもなり、地域ごとの景観特性への配慮が必要です。

■屋外における物の堆積

野積みされた廃棄物や資機材等は、周辺の景観と調和しにくく阻害要因となることが少なくありません。荒廃した印象を見る人に与えるものであり、みだりに放置せず適正な管理が必要です。

また、道路際に堆積された場合、道路の利用者に圧迫感を与えてしまいます。堆積の方法や遮へいの検討、また、適正な管理等、様々な方法によって、景観への影響の軽減を図ることが必要です。

■道端や山、川、海に捨てられたゴミや廃棄物

ゴミや不法投棄された廃棄物が、地域の景観を阻害している実態を忘れてはいけません。これまでモラルの向上を目指した意識の啓発や不法投棄パトロールに取り組んできましたが、景観阻害要因として、景観の観点から市民一人一人の取り組みが必要です。

■土地の形質の変更

丘陵地や山地での宅地造成等は、大きな面、擁壁が生じ、景観的に周囲との不調和を生じさせたり、道路等の公共空間から見て圧迫感を感じさせたりする場合があります。震災による集団移転事業に伴うものであっても大規模な面や擁壁を設置する場合は、周辺の自然環境と調和させる等の配慮が必要です。

■木竹の伐採

地域のシンボルとして親しまれている樹木等の無秩序な伐採は、その地域の景観の魅力を損なうことにつながり、また、大規模な山林伐採と搬出路の設置は、景観の観点から、豊かな自然のイメージを壊すものとして受け止められかねません。伐採方法の改善や積極的な原状回復及び景観に配慮した搬出路の設置等の対応が必要です。

■鉱物の採掘又は土石の採取

鉱物の採掘や土石の採取は、山の斜面等の目につく場所で行うと荒れた山肌を見せることになる等、景観上、問題となることがあります。道路等の公共空間からの遮へいや、跡地の原状回復等の取り組みはもちろんのこと、山陰等の目立たない場所を選ぶ等、採取場所の選択にあたっての景観上の配慮が必要です。

■景観と調和しない公共施設

公共施設は、その規模や対象物から、地域の景観に大きな影響を与えます。今後まちの再建を進め、魅力ある景観を形成するためには、公共団体が率先して、地域の景観づくりに配慮した質の高い公共施設を整備することが必要です。

3 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

（1）景観計画区域と区域区分

本計画が適用される範囲は、釜石市の全域を景観計画区域とします。

また、景観計画区域内を、景観上の特性が異なる区域（一般景観地域・特定景観地域）に区分し、特性に応じた良好な景観の形成を図ります。

（2）一般景観地域

（3）の特定景観地域を除く全域を一般景観地域とし、次の地区を定めます。（別図参照）

自然景観地区

主として山岳や海岸等、人為的な利用が少なく、自然の景観特性を有する地域等

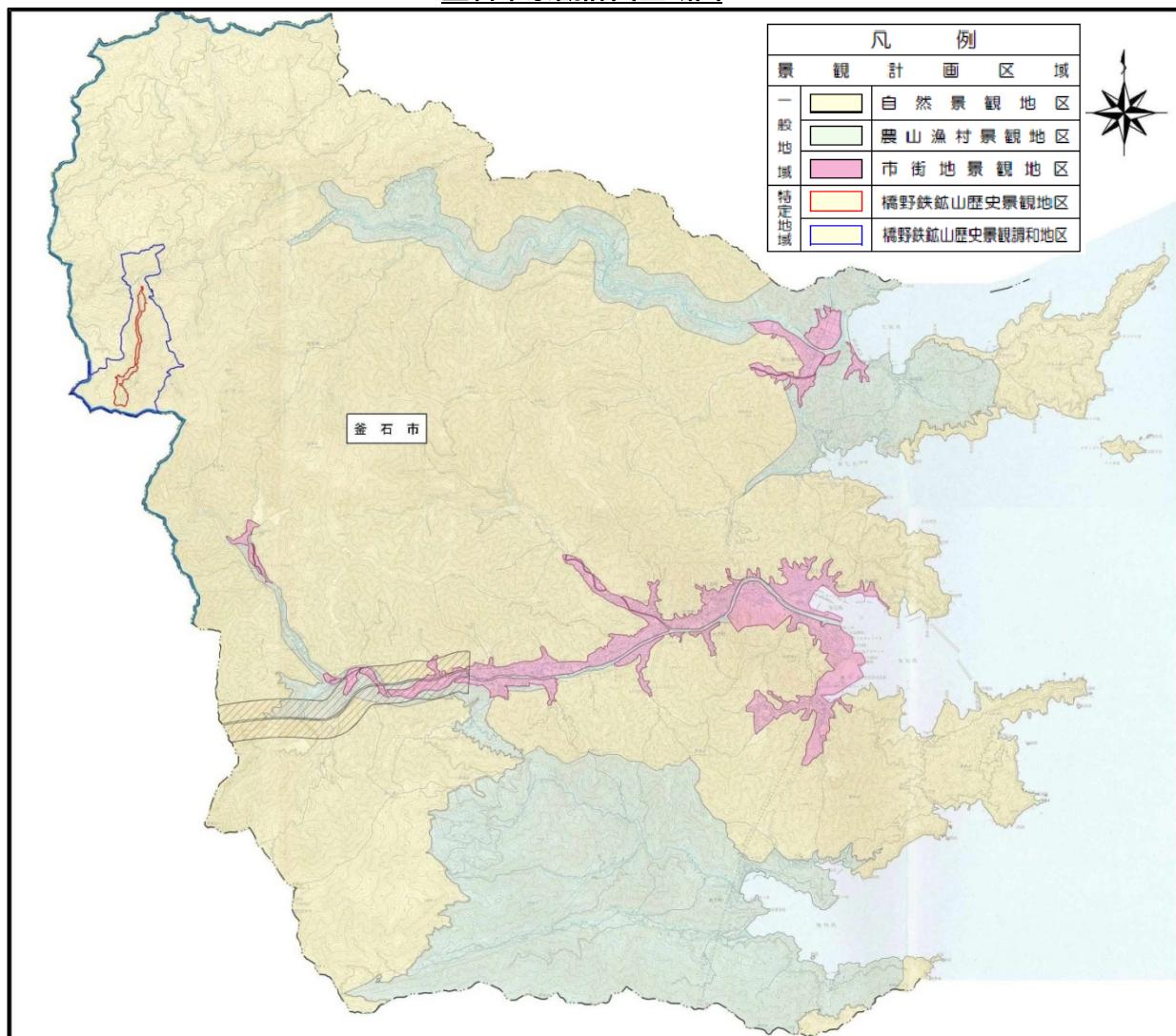
農山漁村景観地区

主として農林水産業等の一次産業によって形成される農山漁村の景観特性を有する地域等

市街地景観地区

主として商工業施設や住宅等によって形成される市街地の景観特性を有する地域等

釜石市景観計画区域図



(3) 特定景観地域

卓越した歴史的景観と重要な自然景観を持つ橋野町青ノ木地区に、その文化的な価値を保全・管理するとともに、その魅力を一層高めていく観点を踏まえ、特定景観地域を定めます。その範囲は、世界遺産登録の推薦資産としている橋野鉄鉱山（橋野高炉跡及び関連遺跡）の保護のために必要な範囲として、当該資産からおおむね見渡せる範囲であって、地形や樹種等を勘案して設定する範囲とします。

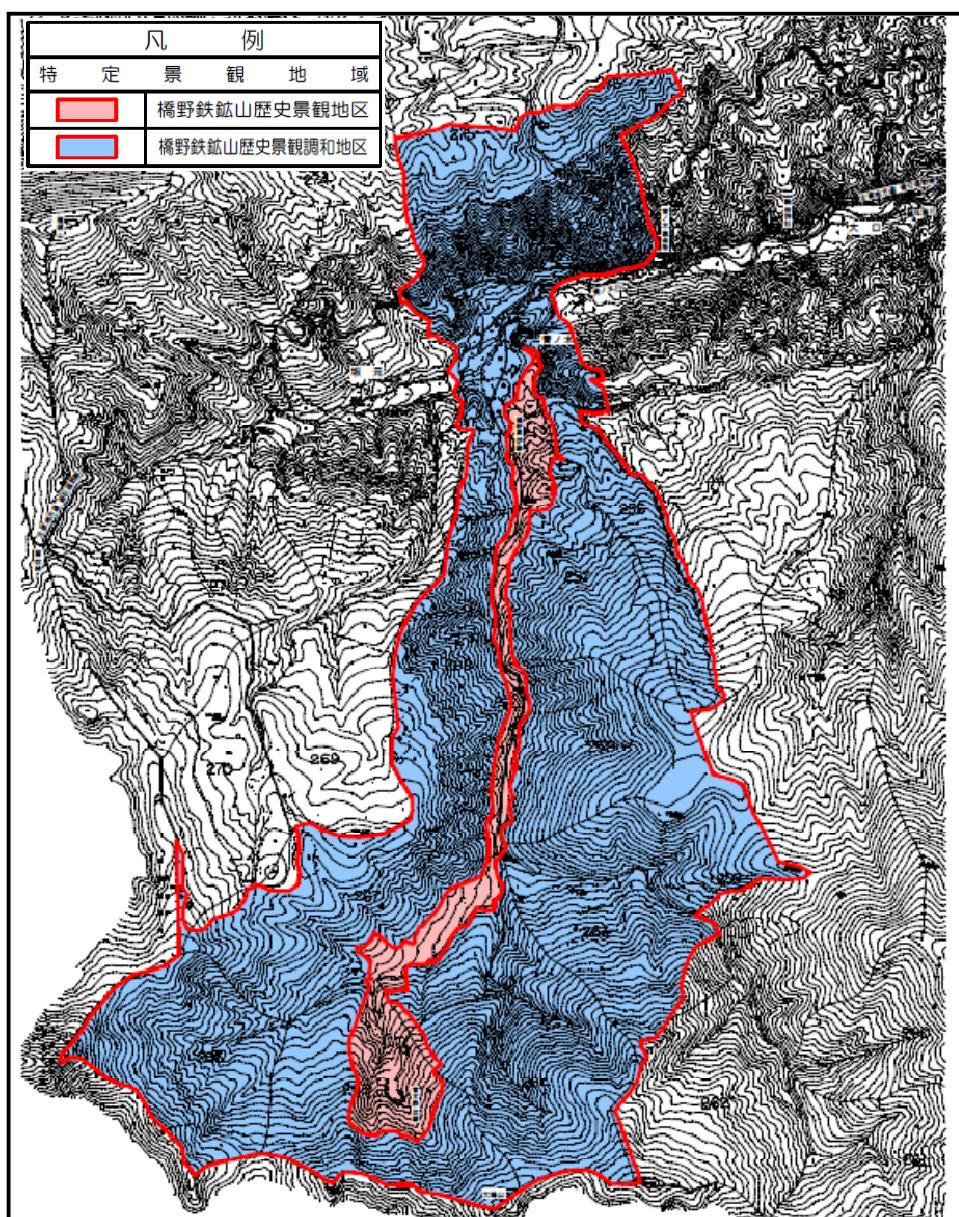
橋野鉄鉱山歴史景観地区

世界に誇れる歴史的な文化的景観と評価される産業遺跡が現存し、育まれてきた景観を保全する地域

橋野鉄鉱山歴史景観調和地区

橋野鉄鉱山歴史景観地区の遺産群とともに、良好な状態で保存すべき地域

釜石市景観計画区域図（特定景観地域）



4 目指すべき社会像と基本理念

(1) 景観形成によって目指すべき社会像

私たちは、良好な景観の形成を、次の地域社会を実現するために推進します。

自らの地域に誇りや愛着を持てる地域社会

良好な景観を形成することにより、一人ひとりが、身の周りの景観を美しく魅力あるものとして感じ、地域をかけがえのないものとして認識することができるよう、自らの地域に誇りや愛着を持つ地域社会の実現を目指します。

文化的な豊かさを感じることができる生活環境

良好な景観を形成することにより、日々の生活に潤いと安らぎをもたらし、次の世代を担う子どもたちを情操豊かに育んでいくことができるよう、文化的な豊かさを感じることができる生活環境の実現を目指します。

活力ある地域社会

良好な景観を形成することにより、生活環境の質を高め、釜石のイメージを県内外で高めるなど、「住んでよいまちは、訪れてよいまち」を目指し、観光産業の振興や交流人口の増加による地域経済の活性化につなげていけるよう、活力ある地域社会の実現を目指します。

(2) 景観形成の基本理念

良好な景観の形成を推進することによって目指すべき社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とし、景観行政を進めていきます。

良好な景観は、市民共通の資産として、現在及び将来の市民が享受できるように整備及び保全を図る必要があります。

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることから、これらの調和に配慮しながら、その整備及び保全を図る必要があります。

良好な景観は、地域固有の特性と密接に結びついているものであることから、地域住民の意向を踏まえ、地域固有の特性を尊重し、個性や特色を伸ばせるよう、多様な形成を図る必要があります。

良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を果たすものであることから、地域の魅力の向上と活性化に繋がるよう、市、事業者及び市民の適切な役割分担と協働の下、一体的な取り組みをする必要があります。

良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全するだけではなく、新たに良好な景観を創りあげていくことも含むものであることを旨として、進めていく必要があります。

5 良好的な景観の形成に関する方針（景観法第8条第3項）

（1）基本となる目標像

景観は、市、事業者及び市民の皆さんがそれぞれの主体の取り組みや行為によって形成されていきます。

このため、それぞれの主体が共に目指すべきあるべき姿としての良好な景観の形成の目標像を、次のとおりとし、この目標像に沿った景観の形成を参画と協働によって進めていくこととします。

自然との共生

釜石の豊かで美しい山、川、海によって形成された自然との共生を感じることのできる良好な景観の形成を目指します。

活力と潤いのあるいきいきとした生活環境

日常生活の中の身近な環境を、活力と潤いのあるいきいきとしたものとして感じることのできる景観の形成を目指します。

歴史と文化の継承

地域の歴史と文化が、今に引き継がれている姿を感じることのできる景観の形成を目指します。

（2）地域別目標像

それぞれの地域において多様な特色ある景観が形成されており、この特色を生かしながら、さらに発展させていくことを目的に、基本となる目標像（上記1）に掲げた目標像を基本としつつ、地域ごとに目指すべき景観のあり方を次のとおりとします。

釜石市	一般景観地域	自然景観地区 (自然景観の保全と育成)	
		農山漁村景観地区 (漁村景観の再建と育成) (農山村景観の保全と育成)	
		市街地景観地区 (市街地景観の再建と育成)	
	特定景観地域	(歴史文化的景観の保全)	

一般景観地域

【自然景観地区】

(自然景観の保全と育成)

釜石の雄大で美しい自然景観をしっかりと保全するとともに、それと共生する人々の生活の姿を文化として感じることのできる景観の形成を目指します。

釜石の雄大で美しい自然景観は、その姿を今後もしっかりと保全することが重要となります。自然景観の中での人工物は、周囲との調和が難しく、自然景観の美しさよりも、調和しないものの方が見る人に強く印象を与えててしまいます。特に、送電線や電柱等の人工物やゴミ、廃棄物等は、自然景観の中では、その他の地域より、強い違和感を持って捉えられがちです。

このため、自然公園法や自然環境保全法等の法制度を活用し、雄大で美しい自然景観を適切に保全するとともに、周囲の人工物については、それと調和させる取り組みを推進することが必要です。

さらに、単に美しい景観を保全するのではなく、地域の生態系本来の姿を保全することにも配慮することが必要です。

【農山漁村景観地区】

(漁村景観の保全と再建)

広々とした太平洋と、三陸沿の特有なリアス式の海岸美等の優れた景観をしっかりと保全するとともに、海での生活の営みを感じられる新たな漁村景観の形成を目指します。

変化に富み、入り組んだ海岸線を持つ南三陸のリアス式海岸（沈降性海岸）は、その大部分が国立公園に指定され、日本を代表する景観として、有数の観光地となっております。

東日本大震災により壊滅的な被害を受け、海との生活が生み出す素朴な漁村の姿が失われましたが、ほとんどの地域が、国立公園に隣接するという地理条件から、公園の入り口として自然との調和を図りながら、漁業を営む人たちが、海と共生する力強い営みを感じられる新たな漁村景観の形成が重要です。

(農山村景観の保全と育成)

四季の移ろいによって変わる水田風景や山林景観をはじめとする農山村景観を守り育てることで、住む人が暮らしの文化を引き継ぎ、市民や来訪者が「心のふるさと」と感じられる景観の形成を目指します。

そこに暮らしている人を含めて、必ずしも地域住民に農山村景観の価値が十分意識されていません。そのため、住宅新築等により既存建築物とは調和しない景観が形成され、また、農業資材等の放置、周辺の景観と調和しない形態や色彩の農業施設、耕作放棄、森林の皆伐や木材の搬出路を作るための切土など様々な要因によって景観が大きく変化しています。

しかし、四季の移ろいによって変わる水田風景や山林風景をはじめとする農山村景観は、良好な景観を形成する一つであり、これからも様々な努力によってこれを守り育てる必要です。

【市街地景観地区】

（市街地景観の再建と育成）

新たなまちづくりと連動した市街地の再整備に取り組むとともに、そこに住む人々のいきいきとした暮らしが見え、統一感のある景観の形成を目指します。

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地では復旧・復興の取り組みが行われています。

被災した事業所の再建や住居の建替え、新たな開発事業者による建築物によって、まちの再建が進んでいます。

「釜石市復興まちづくり基本計画」の土地利用方針に基づき新たな市街地を形成するなかで、そこに住む人々のいきいきとした暮らしが見え、統一感のある景観の形成を目指すべきで、このような景観を、地域の魅力として活性化にもつなげていくという観点での取組の展開が必要です。

特定景観地域

（歴史文化景観の保全）

釜石特有の歴史的な価値をしっかりと認識するとともに、それと共生する人々の生活の姿を文化として感じることのできる景観を保全します。

橋野鉄鉱山（橋野高炉跡及び関連遺跡）は日本を代表する近代化産業遺産として、先人が築き、残してきた重要な地域の資産です。また、特定景観地域に指定する橋野町青ノ木地区は長い年月、林業を中心とした産業を営むなかで、周辺の森林エリアは遺跡エリアとともに歴史的・文化的な景観を形成しています。

市民の皆さんと共にこうした景観の価値を認識し、次の世代へ引き継ぐ必要があります。

6 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号)

市は、前章に掲げる良好な景観の形成に関する方針のもと、必要な行為の制限等を行うことで、景観計画区域内における良好な景観の形成を推進します。

(1) 施策の体系

市は、景観の保全を主な目的に、景観計画区域内の一定規模以上の建築物の建築等の行為について、届出対象となる行為（以下「届出対象行為」という。）としての届出と行為の完了報告を義務付けています。届出対象行為には、それぞれの行為ごとに良好な景観の形成のための行為の制限（以下「景観形成基準」という。）を定めており、届出があったものについて景観形成基準により、市は必要に応じて指導・勧告等を行います。あわせて、事前協議の仕組みを設けることで、あらかじめ技術的な助言や円滑な手続きの誘導を行うとともに、届出対象規模に満たない行為を行う者にも、同基準への自己確認を求め、良好な景観の形成を推進します。

また、市では、屋外広告物の規制や、景観重要建造物や景観重要樹木の指定等、景観の重要な構成要素のマネジメントにも積極的に取り組みます。

(2) 届出対象行為

景観法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をしなければならない行為は、次の行為類型のうち、対象となる規模に該当するものです。

景観計画区域（特定景観地域を除く。）内の届出対象行為

行為類型	対象となる規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1 建築物の新築又は移転 次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ 13m (2) 軒高 9 m (3) 延べ床面積 1,000 m ² 2 建築物の増築又は改築 (1) 1 の規模に該当する建築物の増築又は改築で、次のいずれかの規模を超えるもの ア 当該行為に係る床面積の合計が 200 m ² イ 当該行為に係る床面積の合計が、当該増築又は改築前の延べ床面積の 2 割 (2) 当該行為により、1 の規模に該当する規模となる建築物の増築又は改築 3 1 の規模に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該外観の変更前の屋根の面積の 2 割を超えるもの又は外壁の面積の 2 割を超えるもの

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

1 工作物の新設又は移転

次に掲げる類型ごとの規模を超えることとなる工作物の新設又は移転

類型	規模
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ 13m (工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 13m を超えるときは、5 m) 又は築造面積 1,000 m ²
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの	
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	
コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
自動車車庫の用途に供する施設	
石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	
彫像、記念碑その他これらに類するもの	
擁壁、さく、堀その他これらに類するもの	高さ 5 m
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの（その支持物も含む。）	高さ 20m (工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 20m を超えるときは、10m)
空中線系（その支持物を含む。）	高さ (工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ) 15m
自動販売機（自然景観地区において屋外に設置されるものに限る。）	高さ 1 m

	<p>2 工作物の増築又は改築</p> <p>(1) 1の規模に該当する工作物の増築又は改築で、次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>ア 当該行為に係る建築面積が 200 m²</p> <p>イ 当該行為に係る建築面積が、当該増築又は改築前の建築面積の 2 割</p> <p>(2) 当該行為により、1の規模に該当する規模となる工作物の増築又は改築</p> <p>3 1の規模に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該外観の変更前の面積の 2 割を超えるもの</p>
都市計画法第 4 条 第 12 項に規定する開発行為	<p>次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 5 mかつ長さ 10m</p> <p>(2) 面積 3,000 m²</p>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<p>次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 5 mかつ長さ 10m</p> <p>(2) 面積 3,000 m²</p>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<p>^{たい}堆積の期間が 90 日を超え、かつ、次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 高さ 5 m</p> <p>(2) 面積 1,000 m²</p>
水面の埋立て又は干拓	<p>次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 面積 3,000 m²</p> <p>(2) 生じるのり面又は擁壁 高さ 5 mかつ長さ 10m</p>

【備考】

廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。

再生資源：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。

特定景観地域内での届出対象行為

行為類型	対象となる規模																						
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<p>1 建築物の新築、増築、改築又は移転 次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ 10m (2) 延べ床面積 10 m²</p> <p>2 1 の規模に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該外観の変更に係る部分の面積が 10 m²を超えるもの</p>																						
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<p>1 工作物の新設、増築、改築又は移転 次に掲げる類型ごとの規模を超えることとなる工作物の新設、増築、改築又は移転</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類 型</th> <th>規 模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煙突、排気塔その他これらに類するもの</td> <td>高さ 5 m</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高架水槽、物見塔その他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設</td> <td>高さ 5 m又は建築面積 10 m²</td> </tr> <tr> <td>コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車車庫の用途に供する施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石油、ガス、飼料等の貯蔵施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>彫像、記念碑その他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>擁壁、さく、塀その他これらに類するもの</td> <td>高さ 1.5m</td> </tr> </tbody> </table>	類 型	規 模	煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ 5 m	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するもの		高架水槽、物見塔その他これらに類するもの		観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	高さ 5 m又は建築面積 10 m ²	コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設		自動車車庫の用途に供する施設		石油、ガス、飼料等の貯蔵施設		汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設		彫像、記念碑その他これらに類するもの		擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 1.5m
類 型	規 模																						
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ 5 m																						
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するもの																							
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの																							
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	高さ 5 m又は建築面積 10 m ²																						
コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設																							
自動車車庫の用途に供する施設																							
石油、ガス、飼料等の貯蔵施設																							
汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設																							
彫像、記念碑その他これらに類するもの																							
擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 1.5m																						

	<p>電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの（その支持物も含む。）</p> <p>空中線系（その支持物を含む。）</p>	高さ 10m
	<p>自動販売機（屋外に設置されるものに限る。）</p>	高さ 1m
2 1の規模に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該外観の変更に係る部分の面積が 10 m ² を超えるもの		
都市計画法第4条 第12項に規定する開発行為	<p>次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 1.5m</p> <p>(2) 面積 300 m²</p>	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<p>次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 1.5m</p> <p>(2) 面積 300 m²</p>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<p>堆積の期間が 90 日を超え、かつ、次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 高さ 1.5m</p> <p>(2) 面積 300 m²</p>	
水面の埋立て又は干拓	<p>次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 1.5m</p> <p>(2) 面積 300 m²</p>	
木竹の伐採	<p>次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 木竹の高さ 10m</p> <p>(2) 伐採面積 300 m²</p>	

適用除外行為

次に掲げる行為は、届出対象規模を超えていても、市に届出を行う必要はありません。

1 景観法第16条第7項第1号に掲げるもの

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で次に掲げるもの

ア 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

イ 仮設の工作物の建設等

ウ 次に掲げる木竹の伐採

(ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

(イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

(ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

(I) 仮植した木竹の伐採

(オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

エ アからウに掲げるもののほか、次に掲げる行為

(ア) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(イ) 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

　a 建築物の建築等

　b 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する道路（私道を除く。）から容易に望見
　　されることのない物干場その他の工作物及び消火設備を除く。）の建設等

　c 木竹の伐採

　d 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（高さ 1.5m 以下のもの
　　を除く。）

　e 特定照明

オ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(ア) 建築物の建築等

(イ) 高さが 1.5m を超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等

(ウ) 用排水施設（幅員が 2 m 以下の用排水路を除く。）又は幅員が 2 m を超える農道若しくは林道の設置

(I) 土地の開墾

(オ) 森林の皆伐

(カ) 水面の埋立て又は干拓

2 景観法第16条第7項に掲げるもの

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 景観重要建造物について、景観法第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為

(3) 国立公園又は国定公園の区域内において、景観法第8条第2項第5号亦に規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

(4) 地区計画等（都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域

(地区整備計画(同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第32条第2項第2号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。)、防災街区整備地区整備計画(同法第32条第2項第3号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。)、歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第31条第2項第4号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。以下同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第2項第2号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。)又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。)が定められている区域に限る。)内で、景観法第8条第3項第2号の制限で景観計画に定められたもののすべてが地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合に、当該地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更

3 景観法第16条第7項第11号に掲げるもの

(1) 政令で定める行為

- ア 景観計画に定められた開発行為又は景観法施行令第21条各号に掲げる行為の制限のすべてについて景観法第73条第1項又は第75条第2項の規定に基づく条例で景観法施行令第22条第3号イ又はロ(第24条において準用する場合を含む。)の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- イ 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて景観法第75条第1項の規定に基づく条例で景観法施行令第23条第1項第1号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- ウ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為

(2) 条例で定める行為

- ア 岩手県文化財保護条例(昭和51年岩手県条例第44号)第16条第1項若しくは第41条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第34条第1項の規定により届け出て行う行為
- イ 岩手県文化財保護条例第16条第1項ただし書又は第41条第1項ただし書の規定により届け出て行う行為
- ウ 釜石市文化財保護条例(昭和52年釜石市条例第7号)第15条第1項若しくは第36条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第31条第1項の規定により届け出て行う行為

工 釜石市文化財保護条例第15条第1項ただし書又は第36条第1項ただし書の規定により届け出て行う行為

才 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で堆積の期間が90日を超えないもの

(3) 景観形成基準

景観計画では、届出対象行為についてそれぞれの行為ごとに景観形成基準を定めています。市は届出を受けて景観形成基準への適合を審査し、必要に応じて指導・勧告や、形態意匠の変更命令等を行います。

景観計画区域（特定景観地域を除く。）内の景観形成基準

別表1（一般景観地域）のとおりとします。

特定景観地域内の景観形成基準

別表2（特定景観地域）のとおりとします。

【景観形成基準の運用方法等】

届出対象となる規模の行為について

市は、届出に基づき、行為の内容が、景観形成基準に合致しているか審査を行います。

景観形成基準に合致していないと認められた場合、次の方法で指導等を行います。

ア 建築物及び工作物の形態意匠に関する基準について

届出	指導	景観形成推進委員会 意見聴取	変更命令
----	----	-------------------	------

- 1) 景観形成基準に適合するよう、指導を行います。
- 2) 指導に従わない場合、釜石市景観形成推進委員会の意見を聴いた上で、必要な措置をとることを、景観法第17条第1項に基づき命令します。
- 3) 行為者がこの命令に違反した場合、景観法第101条の規定により、罰則が適用されます。
2) の命令の前に景観法第16条第3項に基づき勧告する場合もあります。

イ 建築物及び工作物の形態意匠に関するもの以外の基準について

届出	指導	景観形成推進委員会 意見聴取	勧告	氏名公表
----	----	-------------------	----	------

- 1) 景観形成基準に適合するよう、指導を行います。
- 2) 指導に従わない場合、釜石市景観形成推進委員会の意見を聴いた上で、景観形成基準に適合させるため、必要な措置を取ることを景観法第16条第3項に基づき勧告します。
- 3) 勧告を受けた行為者が、その勧告に従わない場合、氏名及び勧告の内容を公表します。

届出対象とならない規模の行為について

届出対象規模を超えない規模の行為を行おうとする者は、景観形成基準への適合状況を自主的に確認し、それぞれの行為が、景観形成基準を満たすよう、自発的な対応に努める必要があります。

別表1（一般景観地域）

行為類型	景観形成基準				
	区分	規制の視点	自然景観地区	農山漁村景観地区	市街地景観地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	壁面の位置	道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間の創出に努めること。		道路等の公共空間に面する壁面位置は、周辺のまち並みの連続性との調和に努めること。
		高さ	原則として 15m を超えないよう努めること。（やむを得ない事情により 15m を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置（1）を行うこと。）		原則として 21m を超えないよう努めること。（やむを得ない事情により 21m を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置（1）を行うこと。）
	形態意匠	周辺との調和	周辺地域のまち並みや景観と調和した形態意匠とするよう努めること。		
		外壁（圧迫感）	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。		
		屋根形状	原則として陸屋根を避けるよう努めること。（やむを得ない事情により 陸屋根とする場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置（1）を行うこと。）		
	色彩	推奨色	屋根及び外壁等は、純色等（2）は用いず、原則として推奨色（3）を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。 屋根及び外壁等は、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。		
		避けるべき色の範囲	やむを得ず純色等（2）を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の 15% 以内とすること。	やむを得ず純色等（2）を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の 20% 以内とすること。	やむを得ず純色等（2）を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の 25% 以内とすること。

	素材	周辺との調和	屋根及び外壁等は、地場の自然素材や伝統的素材等を活用し、周辺地域のまち並みや景観との調和に努めること。		
		経年変化	屋根及び外壁等は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。		
		反射	屋根及び外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。		
	敷地	緑化率	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心、緑化率(4)20%以上の緑化に努めること。	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心、緑化率(4)15%以上の緑化に努めること。	敷地内は、原則として、緑化率(4)10%以上の緑化に努めること。
		既存樹木	敷地内に既存の樹木がある場合には、保存と活用に努めること。		
		門、塀及び柵等	門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努めること。		
	その他	付帯設備	建築物に付帯する設備は、植栽、塀、壁等で遮へいし、道路等の公共空間から水平視線で見えないよう努めること。		
		照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。		
		既存の改善	増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。		
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	位置	主要な道路(5)の境界から5m以上後退した位置にするよう努めること。(擁壁、さく、塀、自動販売機その他これらに類するものを除く。)		
		高さ	道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切らないような高さとすること。	周辺のまち並み等が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努めること。	
	形態意匠	周囲との調和	周辺地域のまち並みや景観と調和した形態意匠とするよう努めること。 擁壁にあっては、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。		
		色彩	推奨色	純色等(2)は用いず、周辺の景観と調和するよう努めること。(自動販売機を除く。)	
	素材	経年変化	外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。		

	敷地	緑化	敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。
	その他	照明	照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。
		自動販売機	屋外に設置する自動販売機は、位置や外観の色彩の検討や、被覆等により、周辺景観と調和するよう努めること。
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓	形状・緑化	圧迫感・威圧感	できる限り現状の地形を生かし、長大な面及び擁壁が生じないよう努めること。
		緑化	のり面はできる限り緑化が可能なこう配とし、周囲の植生と調和した緑化に努めること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の方法	調和	秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和するよう努めること。
		離れ（圧迫感）	道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を堆積するよう努めること。
		遮へい	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。
鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。
	行為後の措置	緑化	行為後は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。

- 必要な措置 原則に適合しない項目について、他の方策により、原則に適合した場合と同等程度の効果を得られるよう景観対応を行い、計画書を提出すること。
- 純色等 マンセル表色系（JIS Z 8721）において、各色相の最も彩度の高い色及び彩度10度以上の色をいう。

3 推奨色 マンセル表色系 (JIS Z 8721)において、次の範囲の色をいう。

色 相	外 壁		屋 根	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R (赤) 系	2.5 以上 6.0 未満	6.5 以下	6.0 未満	6.5 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.5 以下		
YR (黄赤) 系	3.0 以上 7.0 未満	6.5 以下	7.0 未満	6.5 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 6.5 以下		
Y (黄) 系	3.0 以上 7.5 未満	6.0 以下	7.5 未満	6.0 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 6.0 以下		
GY (黄緑) 系	3.0 以上 7.0 未満	5.5 以下	7.0 未満	5.5 以下
	2.5 以上 3.0 未満	1.5 を超え 5.5 以下		
G (緑) 系	2.5 以上 6.5 未満	5.0 以下	6.5 未満	5.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 5.0 以下		
BG (青緑) 系	2.5 以上 6.0 未満	5.0 以下	6.0 未満	5.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 5.0 以下		
B (青) 系	2.5 以上 5.5 未満	5.0 以下	5.5 未満	5.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 5.0 以下		
PB (青紫) 系	2.0 以上 5.0 未満	5.5 以下	5.0 未満	5.5 以下
	1.5 以上 2.0 未満	1.5 を超え 5.5 以下		
P (紫) 系	2.0 以上 5.0 未満	5.5 以下	5.0 未満	5.5 以下
	1.5 以上 2.0 未満	1.5 を超え 5.5 以下		
RP (赤紫) 系	2.5 以上 5.5 未満	6.0 以下	5.5 未満	6.0 以下
	2.0 以上 2.5 未満	1.5 を超え 6.0 以下		
N (無彩色)	2.0 以上 9.0 未満	-	2.0 以上 7.0 未満	-

$$4 \text{ 緑化率 (%) } \text{ 緑化率 (%) } = \frac{\text{緑被面積 (m}^2\text{)}}{\text{敷地面積 (m}^2\text{)} \times (1 - \text{建ぺい率})} \times 100$$

(1) 必要緑被面積の計算は以下の方法で算定する。

都市計画区域内では、(敷地面積) × (1 - 建ぺい率) × (景観形成基準で定める緑化率) で算出する。

(例) : 市街地景観地区 (敷地面積 1,000 m² 建ぺい率 50% の場合) $1,000 \times (1-0.5) \times 10\% = 50 \text{ m}^2$

都市計画区域外では敷地面積 × (1 - 0.7) × (景観形成基準で定める緑化率) で算出する。

(例) 自然景観地区 $1,000 \times (1-0.7) \times 20\% = 60 \text{ m}^2$

(2) 緑被面積の算定は、次のそれぞれにより算定された緑被面積の合計とする。

樹木

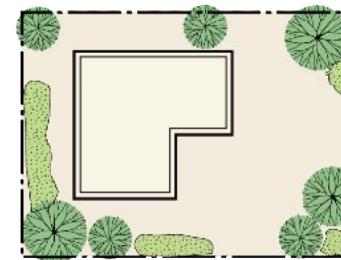
樹木は、樹冠の水平投影面積を実測するか、若しくは下表を用いて算出する。

樹木の高さ	緑被面積
1 m 以下の場合	0.5 m ²
1 m を超え 2 m 以下の場合	1.5 m ²
2 m を超え 3 m 以下の場合	3.5 m ²
3 m を超え 4 m 以下の場合	6.0 m ²
4 m を超え 5 m 以下の場合	10.5 m ²
5 m を超え 6 m 以下の場合	14.0 m ²
6 m を超える場合	19.5 m ²

生垣

生垣の場合は、生垣の延長に 0.6m を乗じて算出する。

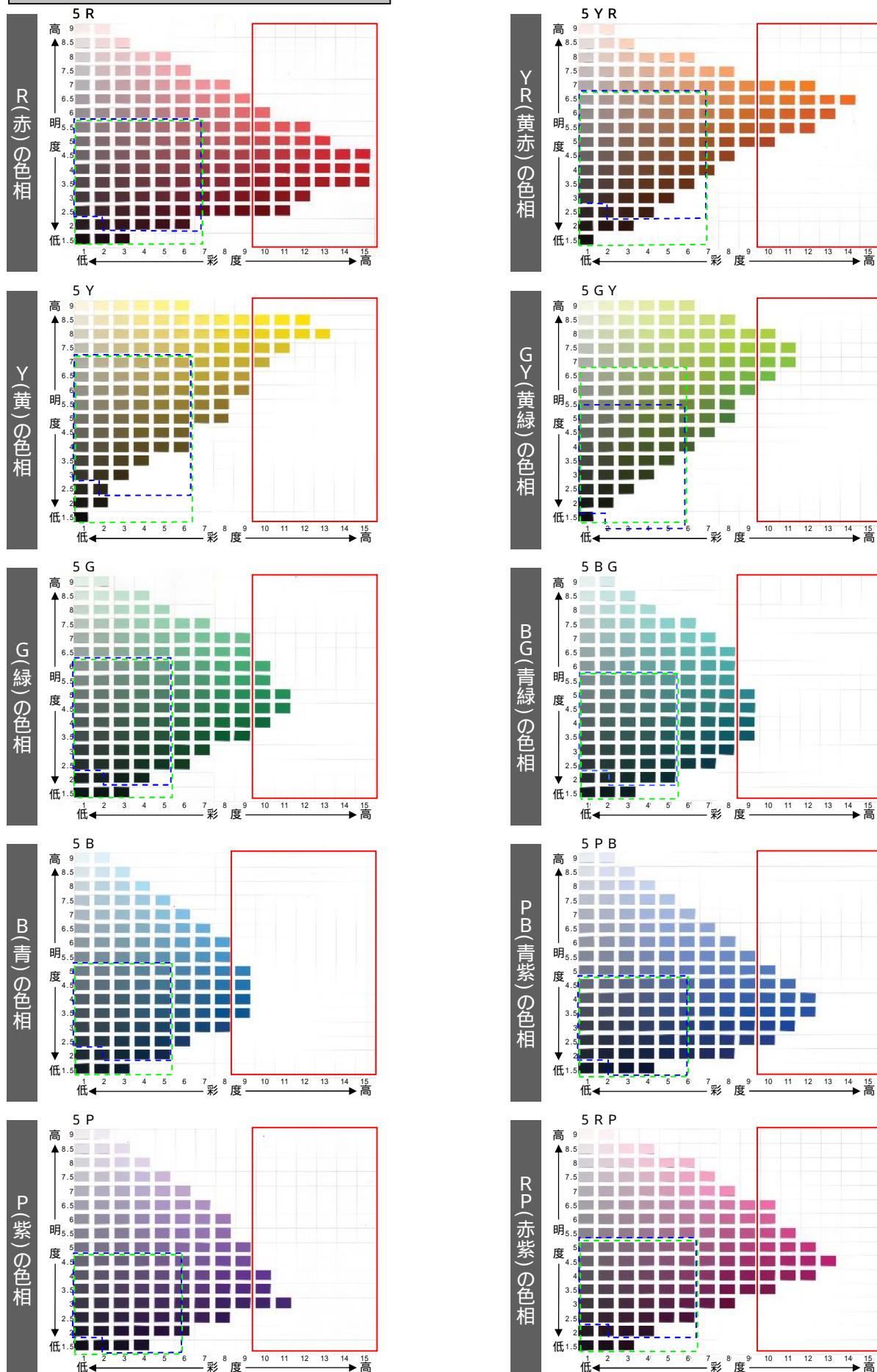
(例) 生垣の延長 30m の場合 $30\text{m} \times 0.6\text{m} = 18 \text{ m}^2$ (緑被面積)

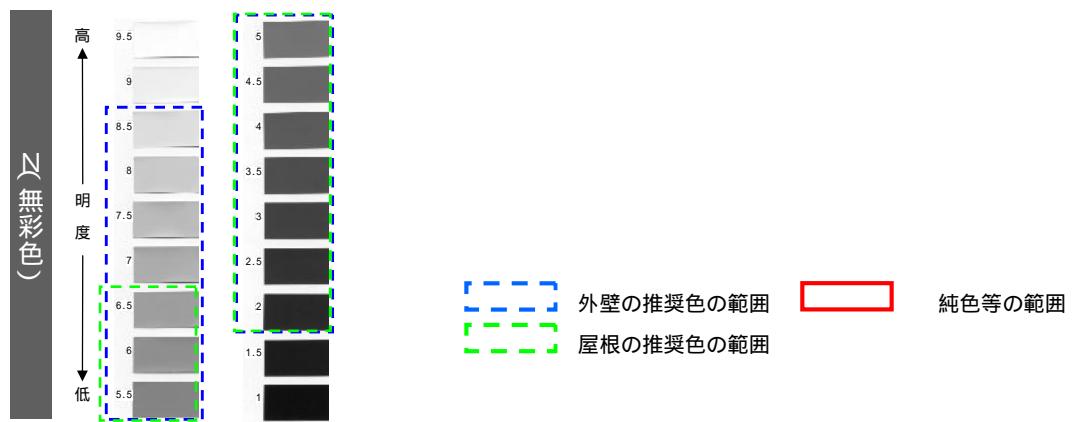


芝生は緑被面積には含まれません。

5 主要な道路 国県道をいう。

参考図 純色等及び推奨色の範囲





別表2（特定景観地域）

行為類型	景観形成基準			
	区分	規制の視点	橋野鉄鉱山歴史景観地区	橋野鉄鉱山歴史景観調和地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望の確保	国史跡橋野高炉跡及び関連遺跡の眺望を妨げない位置、高さ及び規模とすること。	国史跡橋野高炉跡及び関連遺跡からの眺望を妨げない位置、高さ及び規模とするよう努めること。
		地形の保存	自然の地形をできる限り生かすよう努めること。	
		壁面の後退	道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間の創出に努めること。	
			隣地境界からできる限り離し、隣地相互においてゆとりある空間の確保に努めること。	
	形態意匠	高さ	原則として10mを超えないこと。 やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置（1）を行うこと。	原則として13mを超えないよう努めること。
		周辺との調和	外観は、周辺の景観と調和した形態意匠とするよう努めること。	
		外壁（圧迫感）	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。	
	色彩	屋根形状	適度な勾配を有するものとし、背景のりょう線と調和した形態とするよう努めること。	
		推奨色	屋根及び外壁等は、純色等（2）は用いず、原則として推奨色（3）を用いるよう努めること。 また、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺の景観と調和するよう努めること。	
		避けるべき色の範囲	やむを得ず純色等（2）を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の10%以内とすること。	
	素材	周辺との調和	屋根及び外壁等は、地場の自然素材や伝統的素材等を活用し、周辺の景観との調和に努めること。	
		経年変化	屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。	
		反射	屋根及び外壁等には、周囲に反射する光沢素材を用いないよう努めること。	
	敷地	緑化率	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に緑化率（4）30%以上の緑化に努めること。	
		既存樹木	敷地内に既存の樹木がある場合には、保存と活用に努めること。	
		門、塀及び柵等	門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努めること。	

	その他	付帯設備	建築物に付帯する設備は、植栽、塀、壁等で遮へいし、道路等の公共空間から水平視線で見えないよう努めること。	
		照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、色、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。	
		付属建物	車庫や物置等の付属建物を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態意匠や素材を用いるよう努めること。	
		既存の改善	増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。	
工作物の新設、 増築、改築若し くは移転、外観 を変更すること となる修繕若し くは模様替又は 色彩の変更	位置・規 模・高さ	眺望の確保	国史跡橋野高炉跡及び関連遺跡の眺望を妨げない位 置、高さ及び規模とすること。	国史跡橋野高炉跡及び関連遺跡からの眺望を妨げない 位置、高さ及び規模とするよう努めること。
		地形の保存	自然の地形をできる限り生かすよう努めること。	
		位置	<p>主要な道路（ 5 ）の境界から 5m 以上後退するよう努めること。 ただし、次のものを除く。</p> <p>(1) 擁壁、さく、塀、自動販売機その他これらに類するもの (2) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系その他これらに類するもの（そ の支持物を含む。）。ただし、高さ 20m (工作物が建築物と一体となって設置される場合におい て、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 20m を超えるときは 10m) 以下のものに限る。</p>	
		高さ	原則として高さは、 13m を超えないものとし、道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切 らないよう努めること。ただし、機能上やむを得ない場合は、周辺の状況を勘案し、景観の形成上支障の ないものについては、この限りでない。	
	形態意匠	周辺との調 和	周辺の景観と調和した形態意匠とすること。 擁壁にあっては、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。	
		色彩	推奨色	純色等（ 2 ）は避け、周辺の景観と調和すること。（自動販売機を除く。）
		素材	経年劣化	外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。
	敷地	緑化	敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。	
	その他	照明	照明を設置する場合は、光源の種類、色、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しな いよう努めること。また、動光又は点滅を伴わないものとすること。（他法令等により設置が義務付けら れているものは除く。）	
		自動販売機	屋外に設置する自動販売機は、単独とせず、建物等に添った位置や色彩、被覆等により、周辺の景観と調 和させよう努めること。	

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓	形状及び緑化	圧迫感・威圧感	できる限り現況の地形を生かし、長大な面及び擁壁が生じないよう努めること。
		緑化	のり面は、できる限り緑化が可能なこう配とし、周辺の植生と調和した緑化に努めること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の方法	調和	秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和するよう努めること。
		離れ	道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を堆積するよう努めること。
		高さ	物を積み上げる場合には、眺望の妨げや圧迫感の軽減に配慮し、高さを低くするよう努めること。
	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺の景観と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。
鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺の景観と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。
	行為後の措置	緑化	行為後の跡地は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。
木竹の伐採	伐採の規模・方法等	規模	木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限の規模とするよう努めること。
		道路沿い	道路の境界付近の木竹は、保存するよう努めること。
		既存樹木	樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植による活用に努めること。
	行為後の措置	緑化	伐採後の跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺の景観と調和するよう緑化に努めること。

注意書き：29～31頁の 1～5 に同じ。

(4) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

市は、景観法第19条及び第28条に基づき、景観重要建造物及び景観重要樹木を指定します。地域のシンボルとなる建造物や樹木は、周囲の景観に重要な役割を果たしており、このような建造物や樹木を保全するため、以下の方針により、景観重要建造物及び景観重要樹木を指定していきます。この指定によって、現状変更や伐採等に市長の許可を必要とする等、保全のための必要な規制を行うことが可能となります。

【景観重要建造物】

対象

ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

指定の手続き

釜石市景観形成推進委員会等の意見を聴いた上で、指定を行います。

【景観重要樹木】

対象

ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

指定の手続き

釜石市景観形成推進委員会等の意見を聴いた上で、指定を行います。

(5) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限

奇抜な色彩を用いるなど周囲の景観に調和しない屋外広告物は景観の阻害要素であることから、良好な景観形成を図るため、屋外広告物についても適正な規制誘導を行う必要があります。

現在、岩手県の屋外広告物条例に基づいて規制が行われてますが、今後よりきめ細かな景観形成を図る必要が生じた場合には、市独自の取り組みについて検討します。

7 良好的な景観の形成のための推進方針

(1) 市民・事業者・行政の役割

良好な景観の形成のためには、市等の行政だけではなく、様々な主体が参画し、適切な役割分担と協働の下、積極的に取り組む必要があります。それぞれの主体がどのような役割を担うのか、あらかじめ明らかにすることで、この参画と協働による良好な景観の形成を図ります。

【市の役割】

景観法に基づく景観行政団体として、また、市全体の良好な景観の形成が整合的に行われるよう市域全体の良好な景観の形成の方向性と将来像を示し、市民、事業者に対して適切な指導を行うことにより、三陸の拠点都市として自ら広域的かつ先導的に良好な景観の形成に取り組みます。

良好な景観の形成に関する市民、事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な支援を行うとともに、景観に関する情報を発信することにより、まちの魅力を伝えていきます。

【事業者（建築物の建築等、景観に影響を与える開発等の行為を行う者）の役割】

自らの事業活動が地域の景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動を行うに当たっては、地域の景観に配慮するとともに、自社で所有する優れた景観の建築物等については、自ら責任を持って保全に努めるものとします。

市が実施する良好な景観の形成に関する施策や、地域の住民等が行う良好な景観の形成に関する取組を理解し、協力するよう努めるものとします。

【市民の役割】

良好な景観は市民一人ひとりの日常の行為の積み重ねから創られていくことから、地域の景観に关心を持ち、自らが魅力ある景観を形成する主役であるとの認識のもと、市民の共通資産である良好な景観の保全に努めるとともに、新たな価値の創造に向けて自らができるることを主体的に取り組むよう努めるものとします。

市が行う良好な景観の形成に関する施策に協力するものとします。

(2) 良好的な景観の形成の推進体制

景観づくりの各主体がそれぞれの役割を果たし、協働することによって、効果的な景観づくりが進められるよう、次に示す組織体制の構築を検討します。

府内の推進体制の充実

景観計画を効果的に推進していくためには、歴史文化、都市計画、建築、環境など、様々な行政分野の総合的、一体的な取り組みが求められることから、連絡調整や情報交換の場となる「釜石市景観計画推進連絡会議（仮称）」などの分野横断的な組織の設置により、府内における推進体制を強化します。

まちづくり活動の主体づくり

NPOやボランティア組織、地元組織など、様々な景観づくり組織の設立を促すとともに、これらのリーダーとなる担い手の育成を進めます。また、担い手の輪を広げるため、相互のネットワークの構築を図ります。

景観施策の審議・協働の場の確保

景観形成基準への適合の審査や景観重要建造物・樹木の指定等手続など、景観施策に関わる重

要事項を審議する役割を担うとともに、市民・事業者・行政による各主体の取り組みが、効果的に連携することが可能となる協働組織として、「釜石市景観形成推進委員会」を、景観施策に関する審議、連絡調整や情報交換の場と位置付けます。

(3) 市民・事業者の主体的な取り組みの促進

市民の参加を促すためには、景観づくりに対する意識を高めていくと同時に、必要な情報を適切に公開した上で、景観形成上の課題、景観づくりの将来方向などを共有することが重要となっています。このため、次のような取り組みを進めることとします。

景観計画の周知

景観づくりの将来方向などを市民・事業者・行政で共有するため、市ホームページなどの公開、資料の配布などを通じ、景観計画を周知します。

また、文章による表現が中心となっている景観形成指針や景観形成基準の理解を助けるため、これらに沿った建築事例や具体例を示しながら、建築物の計画・設計の参考とする「色彩ガイドライン」や「景観づくりの手引き」などの作成を検討します。

景観づくりに関わる情報の提供

景観形成上の課題を共有するとともに、規制誘導に関わる制度の適用の必要性・効果などへの理解を促すため、必要となる情報の適切な提供に努めます。また、景観づくり組織・団体の活動内容や助成などの支援制度、景観づくりに関わる講演会や勉強会などの開催案内など、市民が主体となった景観づくりを支援する視点から有効な情報の提供を進めます。

景観づくりに対する意識の啓発

景観づくりは、市民一人ひとりが景観づくりの主体であることを認識し、行政との役割分担と連携が不可欠です。このため、生涯学習の場を活用した市民参加の必要性の理解の促進など、景観づくりに対する意識を高めます。

(4) 計画の評価及び見直しについて

社会情勢や市民ニーズの変化にすばやく的確に対応して変更していくため、釜石市景観計画推進連絡会議（仮称）において、本計画の成果や課題を検討することとします。また、その検討結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

資 料 編

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 良好的な景観の形成に関する施策

第1節 景観計画の策定等(第3条 第5条)

第2節 行為の制限等(第6条 第18条)

第3節 良好的な景観の形成を阻害する建築物等の所有者等に対する要請(第19条)

第4節 支援及び啓発(第20条・第21条)

第3章 雜則(第22条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民、事業者及び行政の協働による地域の特性を生かした良好な景観の形成と保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。
- (2) 景観計画区域 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。
- (3) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 釜石市景観形成推進委員会 釜石市景観形成推進委員会条例(平成13年釜石市条例第9号)第1条に規定する釜石市景観形成推進委員会をいう。

第2章 良好的な景観の形成に関する施策

第1節 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第3条 市長は、法第8条第1項の規定に基づき、景観計画を定めるものとする。

- 2 市長は、前項の景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、釜石市景観形成推進委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(景観計画区域等)

第4条 景観計画区域は、次の各号のいずれかの地域に区分するものとする。

- (1) 一般景観地域(次号に掲げる地域以外の地域をいう。)

- (2) 特定景観地域(市長が良好な景観の形成を図る上で特に重要と認める地域をいう。以下同じ。)
- 2 法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、前項各号に掲げる地域を構成する地区ごとに定めるものとする。

(土地所有者等による計画提案)

第5条 市長は、法第11条第1項の規定に基づき、土地所有者等から計画提案があった場合において、法第14条第1項の規定により当該計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がない旨及びその理由を当該土地所有者等に通知しようとするときは、あらかじめ、同条第2項に規定する当該計画提案に係る景観計画の素案について釜石市景観形成推進委員会の意見を聴かなければならない。

第2節 行為の制限等

(届出をする行為等)

第6条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積
- (3) 水面の埋立て又は干拓
- (4) 特定景観地域内で行う木竹の伐採
- 2 前項各号に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、行為の種類、場所、設計又は施行方法及び着手予定日並びに同項の条例で定める事項として次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。
- (1) 行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- (2) 行為の完了予定日
- 3 第1項各号に掲げる行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。
- 4 第2項の届出書には、法第8条第4項第2号の規制又は措置の基準(以下「景観形成基準」という。)への適合に関する事項を記載した書類その他規則で定める図書を添付しなければならない。

(事前協議)

第7条 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に先立ち、市長に対して、当該届出をする行為について協議及び技術的助言を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する求めがあった場合は、これに応じなければならない。

(助言及び指導)

第8条 市長は、良好な景観形成のため必要があると認めるときは、法第16条第1項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し必要な助言又は指導を行うことができる。

(勧告の手続及び公表)

第9条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告(以下この条において「勧告」という。)を行おうとするときは、あらかじめ釜石市景観形成推進委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る勧告を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(届出を要しない行為)

第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号までに規定する行為(同項第2号に掲げる行為にあっては、規則で定める工作物に係る行為に限る。)で、規則で定める規模以下のもの
 - (2) 第6条第1項各号に規定する行為で、規則で定める規模以下のもの
 - (3) 法令又は他の条例の規定により許可、認可、届出等を要する行為のうち、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる行為として規則で定めるもの
- 2 前項第1号の規則で定める工作物並びに同号及び同項第2号の規則で定める規模は、第4条第2項の地区ごとに定めることができる。

(特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 工作物(建築物を除く。以下同じ。)の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(変更命令等の手続)

第12条 市長は、法第17条第1項の規定に基づき必要な措置をとることを命じようとするとき、又は同条第5項の規定に基づき原状回復若しくはこれに代わるべき措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、釜石市景観形成推進委員会の意見を聴かなければならない。

(行為の完了報告等)

第13条 法第16条第1項の規定による届出(同条第2項の規定による変更の届出を含む。次条において同じ。)をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、当該届出に係る行為をとりやめたときについて準用する。

(行為の完了後の勧告)

第14条 市長は、前条の規定による届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該

届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し必要な措置をとることを勧告することができる。この場合において、当該勧告を行おうとするときは、あらかじめ、釜石市景観形成推進委員会の意見を聴くものとする。

2 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の勧告について準用する。

(景観重要建造物の指定等の手続)

第15条 市長は、法第19条第1項の規定に基づく指定又は法第27条第2項の規定に基づく指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、釜石市景観形成推進委員会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第23条第1項の規定により原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするとき、又は法第26条の規定に基づき必要な措置を命じ、若しくは勧告しようとするときは、あらかじめ、釜石市景観形成推進委員会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第16条 法第25条第2項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第19条第1項に規定する景観重要建造物(以下「景観重要建造物」という。)の滅失及び損を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備を定期に点検すること。
- (2) 消火設備の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の修繕は、原則として、当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるものを遵守すること。

(景観重要樹木の指定等の手続)

第17条 市長は、法第28条第1項の規定に基づく指定又は法第35条第2項の規定に基づく指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、釜石市景観形成推進委員会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第32条第1項において読み替えて準用する法第23条第1項の規定に基づき原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするとき、又は法第34条の規定に基づき必要な措置を命じ、若しくは勧告しようとするときは、あらかじめ、釜石市景観形成推進委員会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第18条 法第33条第2項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第28条第1項に規定する景観重要樹木(以下「景観重要樹木」という。)の良好な景観を保全するため、剪定^{せん}その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を講じること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理の方法の基準として規則で定めるものを遵守すること。

第3節 良好的な景観の形成を阻害する建築物等の所有者等に対する要請

第19条 市長は、景観計画区域内において、良好な景観の形成を図る上で著しく支障がある建築物、工

作物、土石の採取跡地又は屋外に堆積された物件があると認めるときは、その所有者又は管理者に対し、景観形成基準に基づき必要な措置を講ずるよう要請することができる。

第4節 支援及び啓発

(支援)

第20条 市長は、良好な景観の形成に関する活動を推進している市民、事業者等に対し、景観形成に関する情報の提供、技術的支援その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

(啓発)

第21条 市長は、市民、事業者等に対し、良好な景観の形成に関する知識の普及等啓発に努めるものとする。

第3章 雜則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(釜石市景観計画策定までの経過措置)

2 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間は、法の規定により岩手県が定めた従前の景観計画のうち釜石市に係る部分について釜石市の景観計画とみなす。

釜石市景観条例施行規則

平成24年12月25日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、釜石市景観条例(平成25年釜石市条例第27号。以下「条例」という。)の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画の軽微な変更)

第2条 条例第3条第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第8条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項並びに同条第3項の方針の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める変更

(景観計画区域内における行為の届出書)

第3条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)第1条第1項及び条例第6条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為(変更)届出書(様式第1号)によらなければならない。

2 条例第6条第4項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、行為の規模が大きいため、第1号又は第3号の縮尺の図面によっては適切に表示することができない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

(1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

(2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

(3) 設計又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

(4) 景観形成基準への適合に関する事項を記載した書類

(5) その他参考となるべき事項を記載した図書

(景観計画区域内における行為の変更届出書)

第4条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為(変更)届出書により行わなければならない。

(公表)

第5条 条例第9条第2項の規定に基づく公表は、次の事項について行うものとする。

(1) 法第16条第3項の規定に基づく勧告(以下「勧告」という。)に従わない者の氏名(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)

(2) 勧告に従わない者の住所(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

(3) 勧告の内容

(景観計画区域内における行為の通知書)

第6条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為(変更)通知書(様式第2号)により行わなければならない。

(届出を要しない行為)

第7条 条例第10条第1項第1号の規則で定める工作物並びに同号及び同項第2号の規則で定める規模は、一般景観地域にあっては別表第1、特定景観地域にあっては別表第2に掲げるとおりとする。

2 条例第10条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 岩手県文化財保護条例(昭和51年岩手県条例第44号)第16条第1項若しくは第41条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第34条第1項の規定により届け出て行う行為

(2) 釜石市文化財保護条例(昭和52年釜石市条例第7号)第15条第1項若しくは第36条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第31条第1項の規定により届け出て行う行為

3 条例第10条第1項第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 岩手県文化財保護条例第16条第1項ただし書又は第41条第1項ただし書に規定する行為

(2) 釜石市文化財保護条例第15条第1項ただし書又は第36条第1項ただし書に規定する行為

(3) 条例第6条第1項第2号に掲げる行為で堆積の期間が90日を超えないもの

(景観計画区域内における行為の完了報告等の届出)

第8条 条例第13条の規定による届出は、景観計画区域内における行為の完了(取りやめ)報告の届出書(様式第3号)により行わなければならない。

(行為の着手制限期間の短縮)

第9条 市長は、法第18条第2項の規定に基づき同条第1項本文の期間を短縮するときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

(景観重要建造物指定提案書)

第10条 省令第7条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の提案書は、景観重要建造物指定提案書(様式第4号)によらなければならない。

(景観重要建造物の標識の設置)

第11条 法第21条第2項の規定により設置する標識には、景観重要建造物である旨並びに当該景観重要建造物の名称、指定番号及び指定の年月日を記載するものとし、その所有者と協議の上、当該景観重要建造物の良好な景観を阻害しない場所にこれを設置しなければならない。

(景観重要建造物現状変更許可申請書)

第12条 省令第9条第1項の申請書は、景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第5号)によらなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第13条 条例第16条第4号の規則で定める基準は、木竹の成長、枯死等により景観重要建造物が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときに直ちに市長と協議の上、当該景観重要建造物の滅失及びき損を防ぐための措置を講ずることとする。

(景観重要樹木指定提案書)

第14条 省令第12条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の提案書は、景観重要樹木指定提案書(様式第6号)によらなければならない。

(景観重要樹木の標識の設置)

第15条 法第30条第2項の規定により設置する標識には、景観重要樹木である旨並びに当該景観重要樹木の名称、樹種、指定番号及び指定の年月日を記載するものとし、その所有者と協議の上、当該景観重要樹木の良好な景観を阻害しない場所にこれを設置しなければならない。

(景観重要樹木現状変更許可申請書)

第16条 省令第14条第1項の申請書は、景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第7号)によらなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第17条 条例第18条第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、その保育の状況を定期に点検すること。
- (2) 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認めるときに直ちに市長と協議の上、当該景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐための措置を講ずること。

(景観重要建造物(景観重要樹木)所有者変更届出書)

第18条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物(景観重要樹木)所有者変更届出書(様式第8号)により行わなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第19条 法、省令、条例及びこの規則の規定により市長に提出する書類の部数は、法第16条第1項又は第2項の規定により提出するものにあっては正副2部、その他のものにあっては1部とする。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成25年3月11日規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

行為の種類		一般景観地域を構成する地区の種別	規模
法第16条 第1項第1号に掲げる行為	建築物の新築又は移転	すべての地区	高さ 13メートル 軒高 9メートル 延べ床面積 1,000平方メートル
	建築物の増築又は改築		次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める規模 (1) 増築又は改築の前の建築物の規模が建築物の新築又は移転の項に掲げる規模を超える建築物 ア 当該増築又は改築に係る床面積の合計が200平方メートル イ 当該増築又は改築に係る床面積の合計が当該増築又は改築の前の延べ床面積の2割 (2) (1)に掲げる建築物以外の建築物 当該増築又は改築の後の建築物の規模が建築物の新築又は移転の項に掲げる規模を超えない規模
	建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「修繕等」という。)		次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める規模 (1) 建築物の新築又は移転の項に掲げる規模を超える建築物 ア 当該修繕等に係る屋根の面積が当該修繕等の前の屋根の面積の2割 イ 当該修繕等に係る外壁の面積が当該修繕等の前の外壁の面積の2割

			(2) (1)に掲げる建築物以外の建築物 すべての規模	
法第16条 第1項第2号に掲げる行為	工作物の新設又は移転	1 煙突、排気塔その他これらに類するもの、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの、高架水槽、物見塔その他これらに類するもの、観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設、コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設、自動車車庫の用途に供する施設、石油、ガス、飼料等の貯蔵施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設及び彫像、記念碑その他これらに類するもの 2 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの 3 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの(その支持物を含む。) 4 空中線系(その支持物を含む。)	すべての地区 すべての地区 すべての地区 すべての地区	高さ 13メートル(工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートルを超えるときは、5メートル) 築造面積 1,000平方メートル 高さ 5メートル 高さ 20メートル(工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20メートルを超えるときは、10メートル) 高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から

		当該工作物の上端までの高さ) 15 メートル
5 自動販売機	自然景観地区	高さ 1メートル
	市街地景観地区及び 農山漁村景観地区	すべての規模
6 1の目から5の目まで に掲げる工作物以外の 工作物	すべての地区	すべての規模
工作物の増築又は改築	すべての地区	<p>次に掲げる工作物の区分に応じ、 それぞれ次に定める規模</p> <p>(1) 増築又は改築の後の工作物 の規模が工作物の新設又は移 転の項に掲げる規模を超える 工作物</p> <p>ア 当該増築又は改築に係る 建築面積が200平方メート ル</p> <p>イ 当該増築又は改築に係る 建築面積が当該増築又は改 築の前の建築面積の2割</p> <p>(2) (1)に掲げる工作物以外の工 作物 すべての規模</p>
工作物の修繕等	すべての地区	<p>次に掲げる工作物の区分に応じ、 それぞれ次に定める規模</p> <p>(1) 工作物の新設又は移転の項 に掲げる規模を超える工作物 修繕等に係る面積が当該修繕 等による変更前の面積の2割</p> <p>(2) (1)に掲げる工作物以外の工 作物 すべての規模</p>
法第16条第1項第3号に掲げる行為並びに条 例第6条第1項第1号及び第3号に掲げる行為	すべての地区	<p>当該行為により生じるのり面又は 擁壁が高さ5メートル又は長さ10 メートル</p> <p>面積 3,000平方メートル</p>

条例第6条第1項第2号に掲げる行為	すべての地区	高さ 5メートル
		面積 1,000平方メートル

別表第2(第7条関係)

行為の種類		特定景観地域を構成する地区の種別	規模
法第16条第1項第1号に掲げる行為	建築物の新築、増築、改築又は移転	すべての地区	高さ 10メートル
	建築物の修繕等		延べ床面積 10平方メートル
法第16条第1項第2号に掲げる行為	工作物の新設、増築、改築又は移転	すべての地区	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める規模 (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転の項に掲げる規模を超える建築物 当該修繕等に係る面積が 10 平方メートル (2) (1)に掲げる建築物以外の建築物 すべての規模
			高さ 5メートル
			高さ 5メートル 建築面積 10 平方メートル
	3 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	すべての地区	高さ 1.5メートル

	4 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの(その支持物を含む。)	すべての地区	高さ 10 メートル
	5 空中線系(その支持物を含む。)	すべての地区	高さ 10 メートル
	6 自動販売機	すべての地区	高さ 1 メートル
	7 1 の目から 6 の目までに掲げる工作物以外の工作物	すべての地区	すべての規模
工作物の修繕等		すべての地区	<p>次に掲げる工作物の区分に応じ、それぞれ次に定める規模</p> <p>(1) 工作物の新設、増築、改築又は移転の項に掲げる規模を超える工作物 修繕等に係る面積が 10 平方メートル</p> <p>(2) (1)に掲げる工作物以外の工作物 すべての規模</p>
法第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる行為並びに条例第 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる行為		すべての地区	<p>当該行為により生じるのり面又は擁壁の高さ 1.5 メートル</p> <p>面積 300 平方メートル</p>
条例第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる行為		すべての地区	<p>高さ 1.5 メートル</p> <p>面積 300 平方メートル</p>
条例第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる行為		すべての地区	<p>木竹の高さ 10 メートル</p> <p>面積 300 平方メートル</p>

釜石市長

あて

届出者 住所

氏名

〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観計画区域内における行為(変更)届出書

景観法第16条第1項(第2項)の規定により、景観計画区域内の行為について、次のとおり届け出ます。

行為に係る地域及び地区の名称	地域	他法令による地区			
行為の目的					
行為の場所					
予定期日等	行為着手予定期日	年月日	行為完了予定期日	年月日	
行為の種類及び施行方法	建築物の新築等	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩) 用途()			
		区分	行為部分	既存部分	合計
		延べ面積	m ²	m ²	m ²
		最高の高さ	m	m	
		軒の高さ	m	m	
		外観変更面積	m ²	m ²	m ²
	構造	造 階建			
	工作物の新設等	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩) 用途()			
		区分	行為部分	既存部分	合計
		築造又は表示面積	m ²	m ²	m ²
高さ		m	m		
外観変更面積		m ²	m ²	m ²	
開発行為等	開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て、干拓				
	面積	生じるのり面又は擁壁の高さ	生じるのり面又は擁壁の長さ		
	m ²	m	m		
屋外における物件の堆積	土石、廃棄物、再生資源、その他()				
	高さ	土地面積			
	m	m ²			
鉱物の掘採又は土石の採取	鉱物の掘採、土石の採取				
	面積	のり面又は擁壁の高さ	のり面又は擁壁の長さ		
	m ²	m	m		
木竹の伐採	目的	主な伐採樹種	伐採種別	高さ	
				伐採面積	本数
担当者	住所	氏名	電話番号		
景観形成のために特に配慮した事項					
その他の参考事項					

備考1 欄は、記載しないでください。

- 行為に係る地域及び地区の名称の欄には、景観計画における地域区分の名称を記入してください。
- 建築物及び工作物の欄の新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩)は、該当する事項を()で囲むとともに()内に用途等を記載してください。(開発行為等、屋外における物件の堆積、鉱物の掘採又は土石の採取についても同じ。)
- 建築物及び工作物の欄の外観の変更とは、建築物又は工作物の増築又は改築に当たらないものである。
- 構造欄については、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記載してください。
- 建築物及び工作物の高さは地盤面からの最高高さ(避雷針を除く。)をいう。なお、工作物欄の高さには、当該工作物の高さを記載してください。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、括弧にて地盤面から当該工作物の上端までの高さを記載してください。
- 木竹の伐採欄の伐採種別には、皆伐、択伐の別を記載してください。
- その他の参考事項欄には、変更理由(行為の変更の届出の場合に限る。)及び他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときは、その旨を記載する等参考となる事項を記載してください。
- 行為の変更の届出の場合は、行為部分の欄に変更後のものを記載し、その後に変更前のものを括弧内に記載してください。
- この届出書には、行為の種類に応じて、裏面に掲げる図書(行為の変更の届出にあっては、当該変更に係るもの)及びその他提出を求められた図書を添付してください。
- 提出する書類の部数は正副2部とする。

景観計画区域内における行為(変更)届出書の添付書類

【建築物の新築等】

行為の種類	図 書	図書に記載すべき事項
建築物の新築等	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況
	付近見取図	縮尺、方位、道路などの公共施設、目標となる地物及び行為の位置
	配置図	縮尺、方位、寸法、敷地の境界線、敷地内における届出に係る建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物、工作物等の別、建築物等の各部分の高さ、擁壁、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料、緑化率算定表及び植栽計画
	各階平面図	縮尺、方位、寸法及び開口部の位置
	2面以上の立面図	縮尺、方位、開口部又は附属設備の位置又は形状及び壁面又は屋根の仕上げ材料又は色彩(色彩はマンセル記号で表示すること。) (避けるべき色を使用した場合は、その面を含む立面図を加えること。)
	カラー現況写真	行為の場所及びその周辺の状況、撮影位置及び方向(配置図に示すこと。) 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真
	面積表	敷地面積、棟ごとの行為部分又は既存部分ごとの建築面積及び延べ面積 各面の屋根及び外壁の見付面積、避けるべき色の使用面積

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成のうえ添付してください。

景観計画区域内における行為(変更)届出書の添付書類

【工作物の新設等】

行為の種類	図 書	図書に記載すべき事項
工作物の新設等	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図	縮尺、方位、寸法、敷地の境界線、主要な道路からの後退距離、敷地内における届出に係る工作物の位置、届出に係る工作物と他の建築物、工作物等の別、擁壁、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料
	平面図 又は横断面図	縮尺、方位及び主要部分の寸法
	2面以上の側面図 又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ、主要部分の寸法、仕上げ材料及び色彩(色彩はマンセル記号で表示すること。)
	カラー現況写真	撮影位置及び方向(配置図に示すこと。) 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真
	面積表	敷地面積、棟ごとの行為部分又は既存部分ごとの建築面積及び延べ面積

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

- 自動販売機については、付近見取り図、配置図、カラー現況写真、周辺景観との調和が分かる図面を添付してください。

景観計画区域内における行為(変更)届出書の添付書類

【開発行為等】

行為の種類	図 書	図書に記載すべき事項
開発行為等	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	現況図	縮尺、方位、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員並びに行為の区域
	計画図	縮尺、方位、行為後の面又は擁壁その他の構造物の位置、種類又は規模並びに行為後の土地利用計画及び緑化計画
	縦横断図	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	カラー現況写真	撮影位置及び方向(現況図に示すこと。) 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観計画区域内における行為(変更)届出書の添付書類

【屋外における物件の堆積等】

行為の種類	図 書	図書に記載すべき事項
屋外における物件の堆積	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の形状及び寸法、物の堆積の位置、遮へい物の位置、種類、構造及び規模、隣接する道路の位置及び幅員、隣接する土地との高低差並びに付近の土地利用の現況
	立面図	縮尺、方位、寸法及び堆積に係る物件又は遮へい物の位置又は形状
	カラー現況写真	撮影位置及び方向(配置図に示すこと。) 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観計画区域内における行為(変更)届出書の添付書類

【鉱物の掘採等】

行為の種類	図 書	図書に記載すべき事項
鉱物の掘採又は土石の採取	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	現況図	縮尺、方位、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員並びに行為の区域
	計画図	縮尺、方位、行為後の面又は擁壁その他の構造物の位置、種類又は規模、行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模並びに事後の措置及び緑化計画
	縦横断図	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	カラー現況写真	撮影位置及び方向(現況図に示すこと。) 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観計画区域内における行為（変更）届出書の添付書類

【木竹の伐採】

行為の種類	図 書	図書に記載すべき事項
木竹の伐採	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	伐採計画図	縮尺、方位、伐採区域、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員
	土地利用計画図	縮尺、方位、行為後の土地利用計画（緑化計画等）
	カラー現況写真	撮影位置及び方向（付近見取図に示すこと。） 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

釜石市長

あて

年 月 日

通知者 所在地

名称

代表者名

景観計画区域内における行為(変更)通知書

景観法第16条第5項の規定により、景観計画区域内の行為について、次のとおり通知します。

行為に係る地域及び地区の名称	地域 地区			他法令による地区指定等の状況	
行為の目的					
行為の場所					
予定期日等	行為着手予定期日	年月日	行為完了予定期日	年月日	
行為の種類及び施工方法	建築物の新築等	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩) 用途()			
		区分	行為部分	既存部分	合計
		延べ面積	m ²	m ²	m ²
		最高の高さ	m	m	
		軒の高さ	m	m	
	外観変更面積	m ²	m ²	m ²	
	構造	造 階建			
	工作物の新設等	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩) 用途()			
		区分	行為部分	既存部分	合計
		築造又は表示面積	m ²	m ²	m ²
高さ		m	m		
外観変更面積		m ²	m ²	m ²	
開発行為等	開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て、干拓				
	面積	のり面又は擁壁の高さ		のり面又は擁壁の長さ	
	m ²	m	m		
屋外における物件の堆積	土石、廃棄物、再生資源、その他()				
	高さ	土地面積			
	m	m ²			
鉱物の掘採又は土石の採取	鉱物の掘採、土石の採取				
	面積	生じるのり面又は擁壁の高さ	生じるのり面又は擁壁の長さ		
	m ²	m	m		
木竹の伐採	目的	主な伐採樹種	伐採種別	高さ	
担当者	住所	氏名	電話番号		
景観形成のために特に配慮した事項					
その他の参考事項					

備考1 欄は、記載しないでください。

- 2 行為に係る地域及び地区的名称の欄には、景観計画における地域区分の名称を記入してください。
- 3 建築物及び工作物の欄の新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩)は、該当する事項を () 内に用途等を記載してください。(開発行為等、屋外における物件の堆積、鉱物の掘採又は土石の採取についても同じ。)
- 4 建築物及び工作物の欄の外観の変更とは、建築物又は工作物の増築又は改築に当たらないものである。
- 5 構造欄については、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記載してください。
- 6 建築物及び工作物の高さは地盤面からの最高高さ(避雷針を除く。)をいう。なお、工作物欄の高さには、当該工作物の高さを記載してください。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、括弧書にて地盤面から当該工作物の上端までの高さを記載してください。
- 7 木竹の伐採欄の伐採種別には、皆伐、択伐の別を記載してください。
- 8 その他の参考事項欄には、変更理由(行為の変更の届出の場合に限る。)及び他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときは、その旨を記載する等参考となる事項を記載してください。
- 9 行為の変更の通知の場合は、行為部分の欄に変更後のものを記載し、その後に変更前のものを括弧内に記載してください。
- 10 この通知書には、行為の種類に応じて、景観法施行規則第1条第2項各号に規定する図書として、裏面に掲げる図書に記載すべき事項を記載した図書(行為の変更の通知にあっては、当該変更に係るもの)及びその他提出を求められた図書を添付してください。
- 11 提出する書類の部数は正副2部とする。

景観計画区域内における行為（変更）通知書の添付書類

【建築物の新築等】

行為の種類	図 書	図書に記載すべき事項
建築物の新築等	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況
	付近見取図	縮尺、方位、道路などの公共施設、目標となる地物及び行為の位置
	配置図	縮尺、方位、寸法、敷地の境界線、敷地内における届出に係る建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物、工作物等の別、建築物等の各部分の高さ、擁壁、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料、緑化率算定表及び植栽計画
	各階平面図	縮尺、方位、寸法及び開口部の位置
	2面以上の立面図	縮尺、方位、開口部又は附属設備の位置又は形状及び壁面又は屋根の仕上げ材料又は色彩（色彩はマンセル記号で表示すること。） (避けるべき色を使用した場合は、その面を含む立面図を加えること。)
	カラー現況写真	行為の場所及びその周辺の状況、撮影位置及び方向（配置図に示すこと。） 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真
	面積表	敷地面積、棟ごとの行為部分又は既存部分ごとの建築面積及び延べ面積 各面の屋根及び外壁の見付面積、避けるべき色の使用面積

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観計画区域内における行為（変更）通知書の添付書類

【工作物の新設等】

行為の種類	図 書	図書に記載すべき事項
工作物の新設等	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図	縮尺、方位、寸法、敷地の境界線、主要な道路からの後退距離、敷地内における届出に係る工作物の位置、届出に係る工作物と他の建築物、工作物等の別、擁壁、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料
	平面図 又は横断面図	縮尺、方位及び主要部分の寸法
	2面以上の側面図 又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ、主要部分の寸法、仕上げ材料及び色彩（色彩はマンセル記号で表示すること。）
	カラー現況写真	撮影位置及び方向（配置図に示すこと。） 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真
	面積表	敷地面積、棟ごとの行為部分又は既存部分ごとの建築面積及び延べ面積

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

自動販売機については、付近見取り図、配置図、カラー現況写真、周辺景観との調和が分かる図面を添付してください。

景観計画区域内における行為（変更）通知書の添付書類

【開発行為等】

行為の種類	図 書	図書に記載すべき事項
開発行為等	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	現況図	縮尺、方位、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員並びに行為の区域
	計画図	縮尺、方位、行為後の面又は擁壁その他の構造物の位置、種類又は規模並びに行為後の土地利用計画及び緑化計画
	縦横断図	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	カラー現況写真	撮影位置及び方向（現況図に示すこと。） 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観計画区域内における行為（変更）通知書の添付書類

【屋外における物件の堆積等】

行為の種類	図 書	図書に記載すべき事項
屋外における 物件の堆積	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の形状及び寸法、物件の堆積の位置、遮へい物の位置、種類、構造及び規模、隣接する道路の位置及び幅員、隣接する土地との高低差並びに付近の土地利用の現況
	立面図	縮尺、方位、寸法及び堆積に係る物又は遮へい物件の位置又は形状
	カラー現況写真	撮影位置及び方向（配置図に示すこと。） 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観計画区域内における行為（変更）通知書の添付書類

【鉱物の掘採等】

行為の種類	図 書	図書に記載すべき事項
鉱物の掘採又は 土石の採取	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	現況図	縮尺、方位、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員並びに行為の区域
	計画図	縮尺、方位、行為後の面又は擁壁その他の構造物の位置、種類又は規模、行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模並びに事後の措置及び緑化計画
	縦横断図	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	カラー現況写真	撮影位置及び方向（現況図に示すこと。） 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観計画区域内における行為（変更）通知書の添付書類

【木竹の伐採】

行為の種類	図 書	図書に記載すべき事項
木竹の伐採	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	伐採計画図	縮尺、方位、伐採区域、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員
	土地利用計画図	縮尺、方位、行為後の土地利用計画（緑化計画等）
	カラー現況写真	撮影位置及び方向（付近見取図に示すこと。） 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観法に基づく公共事業に係る通知取扱事務要綱第2条第2項に基づき国の機関等が自ら良好な景観検討を行った場合景観計画区域内における行為（変更）通知書の添付書類

【共通】

行為の種類	図 書	図書に記載すべき事項
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築等 ・工作物の新設等 ・開発行為等 ・屋外における物件の堆積 ・鉱物の掘採又は土石の採取 ・木竹の伐採 	景観検討資料	自ら良好な景観の形成の観点から景観計画に定められた行為の制限への適合を確認した内容がわかる事項（適合が確認できる設計図又は施行方法を明らかにした図面を含む。）
	位置図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置

景観検討資料は、国の機関等が自ら景観検討を行い、景観計画に定められた行為の制限への適合を確認した資料（適合が確認できる設計図又は施行方法を明らかにした図面を含む。）を添付して下さい。

景観検討資料の例

法令に基づく景観検討（法及び条例に基づく環境影響評価）

国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）に基づく景観検討

岩手の景観の保全と創造に関する条例第16条第1項に規定により定められた公共事業等景観形成指針に沿った検討

事業主体による独自の景観検討

様式第3号（第8条関係）

景観計画区域内における行為の完了（取りやめ）報告の届出書

年 月 日

釜石市長 あて

届出者 住 所

氏 名

電話番号

〔 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

景観法第16条第1項の規定により届け出た行為を完了した（取りやめた）ので、釜石市景観条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

行為に係る地域 及び地区の名称	地 域
	地 区
行為の場所	
行為の種類	
完了（取りやめ） 年 月 日	年 月 日
取りやめの理由 及びその後の措置	

備考 届け出た行為が完了した後又は取りやめた後の状況を示す写真（色彩を識別することができるものに限る。）を添付してください。なお、撮影位置及び方向は、着手前と同一とします。

様式第4号(第10条関係)

景観重要建造物指定提案書

年 月 日

釜石市長 あて

提案者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

景観法 1 第20条第1項
第20条第2項 の規定に基づき、景観重要建造物の指定について、次のとおり提案します。

提案に係る 建造物の名称				
提案に係る 建造物の所在地				
提案の理由(景 観上の重要性な ど)、指定の基 準及び指定の方 針に該当する事 由				
提案に係る 建造物の 外観の特徴	敷地面積	m ²		
	構 造 (一部)	造 造)	階 数	階建て
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	屋根仕上げ		外壁仕上げ	
	外観の特徴			
	その 他	建築年	設計者	施工者
提案内容に 係る照会先	住所 氏名(名称及び担当者名) 電話番号			
備 考				

備考 1 1の個所は、該当しない事項を二重線で消してください。

2 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、道路
その他の公共の場から撮影した当該建造物の写真、景観法第20条第1項の合意又は同条第2項の
同意を得たことを証する書類を添付してください。(景観法施行規則第7条第1項(第2項)各号
に掲げる図面等)

様式第5号(第12条関係)

景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

釜石市長 あて

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

景観重要建造物の現状変更の許可を受けたいので、景観法第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
現 状 変 更 行 為 の 種 類	
現 状 変 更 の 場 所	
設 計 方 法 又 は 施 行 方 法	
現 状 変 更 の 理 由	
設 計 者 の 氏 名 及 び 住 所 (法人にあっては主たる事業所 の所在地、名称及び代表者の 氏名)	
施 工 者 の 氏 名 及 び 住 所 (法人にあっては主たる事業所 の所在地、名称及び代表者の 氏名)	
着 手 予 定 日	
完 了 予 定 日	
備 考	

備考1 当該行為の設計仕様書及び設計図、当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、当該建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真、申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書を添付してください。(景観法施行規則第9条第2項各号に掲げる図面等)

様式第6号(第14条関係)

景観重要樹木指定提案書

年 月 日

釜石市長 あて

提案者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

景観法 1 第29条第1項
第29条第2項 の規定に基づき、景観重要樹木の指定について、次のとおり提案します。

提案に係る樹木の樹種		
提案に係る樹木の所在地		
提案の理由 (景観上の重要性など) 指定の基準及び指定の方針に該当する事由		
提案に係る樹木の樹容の特徴	地域における呼び名	
	その他樹容の特徴	
備 考		

備考 1 1の個所は、該当しない事項を二重線で消してください。

2 当該樹木の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、道路その他の公共の場から撮影した当該樹木の写真、景観法第29条第1項の合意又は同条第2項の同意を得たことを証する書類を添付してください。(景観法施行規則第12条第1項(第2項)各号に掲げる図面等)

様式第7号(第16条関係)

景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

釜石市長 あて

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

景観重要樹木の現状変更の許可を受けたいので、景観法第31条第1項の規定により、次のとおり申請します。

樹木の樹種	
樹木の所在地	
指定番号	号
指定年月日	年 月 日
現状変更行為の種類	
現状変更の場所	
施行方法	
現状変更の理由	
施工者の氏名及び住所 〔法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
着手予定期	
完了予定期	
備考	

備考1 当該行為の施行方法を明らかにする図面、当該樹木の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、当該樹木及び当該行為をしようとする個所の写真、申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書を添付してください。(景観法施行規則第14条第2項各号に掲げる図面等)

様式第8号(第18条関係)

景観重要建造物(景観重要樹木)所有者変更届出書

年 月 日

釜石市長 あて

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

景観法第43条の規定により、景観重要建造物(景観重要樹木)の所有者(所有者の氏名)の変更について、次のとおり届け出ます。

建造物の名称 (樹種の種類)	
建造物の所在地 (樹木の所在地)	
指定番号	号
所有者の変更前の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
所有者の変更後の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
所有者の変更前の氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
所有者の変更後の氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
変更年月日	年 月 日
変更の事由	
備考	

備考 1 該当しない事項を二重線で消してください。

2 変更内容を証する書類を添付してください。

釜石市長

あて

年 月 日

届出者 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観計画区域内行為事前協議書

釜石市景観条例第7条の規定により、景観計画区域内の行為について、次のとおり事前協議を申し出ます。

行為に係る地域 及び地区の名称	地域 地区					
行為の目的						
行為の場所						
予定期日等	行為着手予定日	年 月 日	行為完了予定日	年 月 日		
行為の種類及び施工方法	建築物 の新築等	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩) 用途()				
		区分	行為部分	既存部分	合計	
		延べ面積	m ²	m ²	m ²	
		最高の高さ	m	m		
		軒の高さ	m	m		
	外観変更面積	m ²	m ²	m ²		
	構造	造			階建	
	工作物 の新設等	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩) 用途()				
		区分	行為部分	既存部分	合計	
		築造又は表示面積	m ²	m ²	m ²	
高さ		m	m			
外観変更面積		m ²	m ²	m ²		
開発行為等	開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て、干拓					
	面積	生じるのり面又は擁壁の高さ	生じるのり面又は擁壁の長さ			
	m ²	m	m			
屋外における 物件の堆積	土石、廃棄物、再生資源、その他()					
	高さ	土地面積				
	m				m ³	
鉱物の掘採又は 土石の採取	鉱物の掘採、土石の採取					
	面積	のり面又は擁壁の高さ	のり面又は擁壁の長さ			
	m ²	m	m			
木竹の伐採	目的	主な伐採樹種	伐採種別	高さ	伐採面積	
					本数	
担当者	住所	氏名	電話番号			
備考						

備考

- 1 行為に係る地域及び地区の名称の欄には、景観計画における地域区分の名称を記入してください。
- 2 建築物及び工作物の欄の新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩)は、該当する事項を で囲むとともに()内に用途等を記載してください。(開発行為等、屋外における物件の堆積、鉱物の掘採又は土石の採取についても同じ。)
- 3 建築物及び工作物の欄の外観の変更とは、建築物又は工作物の増築又は改築に当たらないものである。
- 4 構造欄については、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記載してください。
- 5 建築物及び工作物の高さは地盤面からの最高高さ(避雷針を除く。)をいう。なお、工作物欄の高さには、当該工作物の高さを記載してください。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、括弧書にて地盤面から当該工作物の上端までの高さを記載してください。
- 6 木竹の伐採欄の伐採種別には、皆伐、択伐の別を記載してください。
- 7 提出する書類の部数は正副2部とする。